

第十三回 参議院法務委員会會議録第三十九号

昭和二十七年五月十九日(月曜日)午後二時三十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 伊藤 修君
委員 加藤 武徳君
左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行蔵君
岡部 常君
中山 福蔵君
吉田 法晴君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

国務大臣

法務総裁 木村篤太郎君
政府委員 法務政務次官 龍野喜一郎君
法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第一局長 高辻 正己君
刑政長官 清原 邦一君
法務府検務局長 岡原 昌男君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局次長 関 之君
法務府特別審査局次長 吉橋 敏雄君
事務局側 常任委員会専門員 西村 高兄君
常任委員会専門員 堀 眞道君

○小委員長の指名の件
本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。

先ず集團暴力に関する調査小委員長の選任は先般の委員会において委員長に一任されたのでありますが、本日委員長及び理事打合せにおいて協議いたしました結果、伊藤修君を小委員長に指名いたします。

○委員長(小野義夫君) 次に破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を便宜一括して議題に供します。

なお三案に対しては先般質疑は通告によることとし、質疑時間の割当は委員長に一任されておりますが、本日の委員長及び理事打合せにおきまして協議の結果、本日より二十四日まで六日間先ず総括質問を行うこととし、一人当りの質疑時間は政府の答弁時間を入れて三時間半といたします。又関連質問はこの間は御遠慮願うことにいたしました。更に委員外議員の発言は第二次の質疑の際委員会において語つた上許可いたします。なお御通告により、質疑者の順序は、伊藤君、羽仁君、一松君、中山君、吉田君、内村君、片岡君、長谷山君、左藤君、加藤君、以上

であります。なお同一会派のお方で質疑時間の御融通をされるかたはあらかじめ委員長にお申出を願います。

それではこれより三案について質疑に入ります。先ず伊藤君に質疑を許します。

○伊藤修君 私は持時間も少いのでありますから、本日は大体本案に対するところの概括論について質疑をいたしたいと思ひます。

先ず第一にお伺ひしたいことは、一休政府といたしまして最近の治安対策に對していわゆる法律のみを以てこれを賄おうとする考え方に對して私は大きな疑義を持つてゐるのであります。御承知の通り、法律のみを以てする

てのことは規律するといふあり方は、少くとも我々といひましてはさういふ考え方を否定するのが本来ではないか。私どもの過去の歴史を通じて

も、法律のみを以てすべてを規制し得ることは考えられないのです。又そうした場合には恐らくその國家の興隆といふものはあり得ない、却つて逆

な方向に行つて國家は崩壊の道を辿らざるを得ないといふのは今日まで歴史が如実にこれを教へてゐると思ひます。

然るに最近の政府の考え方の傾向といふものはすべて法律のみを以てこれを規制して行こう、よつて以て治安の根本対策を立てよう、こつて以て治安の方は私は却つて逆な方向にこれが進むのじやないかと思ひます。およそ今日に起るところの治安の実際といふものは一体その原因がどこにあるか。或

いは生活の面において、政治の面において、教育の面において、社会機構の面において、そうした面に果して今日の治安の実際が根ざしてゐるのではな

いでしょうか。これを考えずして、ただ現われた治安の實際に感觸いたしま

して、これを法律の力のみに以て防ごうといふ考え方はむしろ根本を忘れて末梢に走つてゐるという傾きがあるのじやないかと思ひます。或る

人に言わせるれば政府は最近法律の化けものである、こつて批判をいたしてゐるのであります。如実に政府の態度を示した比喩だらうと思ひます。又

ます。法務総裁とあられる人がかような考え方によつて今日の国内治安といふものを賄ひ得るというふうな考へて

いるのかどうか。もつと根本的問題についてどういふお考えを持つてゐるか、又どういふ計画を立てようとする

のか。先ずこの点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。国内の治安を維持するにつ

きましては、法律ばかりに頼るということのできないといふことは同感であります。その治安の建て方においては

先ず民生の安定から因つて行かなくちやならないといふことは同感であります。

政府におきましては、かような観点から決して治安立法だけに頼るわけのものではないといふことを確信いたしてゐるのであります。併しながらこ

の法案を作成した根本的理由を申し上げますれば、現下の治安情勢といふものは

いろいろの面から考えられるのであります。最近におきますいろいろの破壊活動のよつて来るべき原因を見

ますと、國際的に非常な動きがある面もあるものであります。又或るイデオ

ロギーを以てこれを推進する面もあるものであります。必ずしも民生の安定、不安定といふような面から來てゐるも

のとは考えられないのであります。政府におきましては本法案におきまして、いわゆる破壊的暴力活動をなし

今日のごとき混乱をたらすことにはないだらうと思ふのであります。いわゆる目的をなすきりした法律を作ることが当を得たものでないでしょうか。その二点を先ずお伺いいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 政府といふたしましては民生安定の面について、な施策をなしているといふことは予算その他の面において極めて明瞭であります。公共福祉の面から、或いは経済振興の面から見て、農村振興の面から見て、あらゆる面から少くとも民生の安定において努力しているところでありまして、而してこの破壊分子の点につきましては、私は國際的イデオロギーという点からの破壊の危険が多分にあると申上げたのであります。それと同時に又いろいろな右翼分子の将来の破壊活動の危険もなきにしもあらずであります。かた／＼各方面の観点から国家治安を如何にして維持すべきかという点を考えてみますと、少くとも暴力の破壊活動は民主政治に対する一番の脅威である、民主的平和国家を建設するに於ては是非ともこの暴力というものを排撃しなければならぬ、暴力で以てこのような目的を達せんとするような活動に対しては、政府は治安の面からして、是非ともこれに対処しなければならぬという観点からいたしまして、現下の情勢上からいふと、法案は止むを得ざるものと考へておるのであります。

○伊藤修君 法務總裁の御答弁は、現下の治安状態にのみ感觸いたしましてこれを防ごうという場合に猪突的にこの法案を出されてゐるのであります。そうしたことより、もつとひるがえつて政治家として、政府の責任者として

根本的なものを考える必要があるのではないかと申上げてゐるのであります。或るほど予算面においてお説のような面も現れてゐるでしよう、併しそれが基本的な治安に対するところの根本問題を解決するために、殊にその予算措置を講ぜられてゐることは考へていない。普通ありきたりの当然なすべき事項を予算に計上したにすぎない。一例を以ていたしますれば、今日の教育制度が果して今日の国民性、民主国家としてのあり方にそのままふさわしい方向に進みつつあるかどうか。戦後におけるところの国民道徳の頹落、こういう問題に對しては、政府が適切な措置を講ずるところの教育方法をとつてゐるかどうか。そういう面においても少しも考へられていないと思ふのです。又基本的に國民生活の全体に對しては、長く久しい間叫ばれてゐるところの社会保障制度のごときは、今日に至るまでまだ確立してゐない。

今日に至るまでまだ確立してゐない。食うに困つてゐるところの國民の大多数を見返りもせずして、ただ一般政治常識の程度の政策を打立てて、それで以て足れりというのであります。國民の今日の実情がさういふ基礎の上に置かれておつて、やむにやまれずして暴力に對して暴力を以てこれを阻止しよう、暴力を以て打ちかとうというあり方はこれは不自然なあり方である。否定すべきあり方でありまして、否、過去の歴史に鑑みまして、すべて権力に對しましては、最後の段階になりますれば暴力に訴へざるを得ない。勿論我々としてこれを否定するものでありますけれども、そうした窮境に國民を迫らないうちに我々は根本的な点を先ず施策の面において解決し

て、然るのち必要なこうした法律を作るといふことも又首肯し得ると思ひますが、この点に對しては法務總裁の御答弁を促したいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。政府といひましては、國家財政の許す限りの面において十分なことは申しませんが、できる限りの施策はやつてゐるつもりであります。先ず最近におきます軍人遺家族の問題といい、乏しき予算の中にも相當な考慮を拂つてこれらに對する救護方針を実施してゐるのであります。又國民保障の点におきましては生活保護法によりまして、困つた人々を救助するといふような面においても相當考慮いたしております。厚生方面においてもできる限りの見地からこれを實施してゐるのであります。決して民生安定に對してはおざりしておるわけではな

いのであります。ただ現下の情勢又將來の見通しから考へまして、何として早急に國內の治安を維持すべき必要上やむを得ざる見地からこの法案を作成した次第であります。

○伊藤修君 法務總裁の御答弁では満足できないです。法務總裁がいわゆる一例を挙げられましたけれども、ひるがえつて考へてみますれば、今日の一般國民の、生活の面においてこれを一つ例をとり上げましても直ぐわかることです。今日日本全國において衣食住のうちの住を賄ひ得ない者がすでに四十万戸と称せられております。野天に寝、或いはバラックに寝、或いは又穴居生活をし、橋の下に寝て生活を営まなければならぬといふ今日の實情ではないでしうか。これを全体賄ひにいたしましたところが、僅か二十億か

三十億の金を以て十分賄ひ得るといふのに、こうした金を出さずして却つて警察予備隊に五百六十億の予算を計上する、二千億や三千億は易々たるものである、安いものであるといふ吉田首相の御答弁もあつたやうに伺うのです。が、そうした面には多額の金を費やし、實際國民生活に如実に關係を持つ重要な事項、即ち衣食住の安定といふ面について金を出し惜みするといふことが今日の政府のあり方ではないのです。かくてはいわゆる民主主義政治といふものは成り立たないと思ふのです。こうした点を先ず第一に政府はとり上げ、これに強力なる施策をほどこして、然るのち足らざるものを補う、こうしたやり方が最も適切な問題ではないでしうか。この問題を議論してまいりますれば盡きないのですからこの程度にいたしておきます。

成るほど法務總裁のお説のごとく、暴力行為といふものは飽くまで否定しなくちやいけません。殊に民主主義を破壊するものである民主主義の敵である、これに對するところの法律的対策を立てるといふならば、あえて私はかような法律形式を以てしなくとも、現在の國內法規によつて、十分事足りると思ふのです。仮に刑法の集團暴力に對するところの規定をとり上げましても、内乱罪、或いは騒擾罪の規定があるのです。若しこれによつて賄ひ得ないといひましたし、暴力行為等処罰法に關する法律がある。この暴力行為等処罰に關する法律の條文に一條か二條を加へますれば、いわゆる法務總裁の考へられるところの集團暴力に對するところの法律體制といふものは十分賄ひ得るのです。にもかかわらずこうした

法律を作り、世論の一大反響にあうて物情騒然たらしむるというところは、私は法務總裁の法律構成に對するところの御見解において余りに誤りがあるじやないかと思ふのです。若し政府において考へられるごとく、この種の集團暴力行為の刑事処罰といふことの以外に、これらのものの屬する団体をも処罰しようといふならば、他に団体に對するところの一つの取締法規を別に作成するといふこともあえて又差支えないじやないでしうか。かような形式を以ていわゆる団体の規制と個人の規制と二つを一個の法律に賄つて、そしてこの種の団体を取締ることを主たる目的とはいひましたし、この法律が一體施行されますれば、法務總裁が企圖されるところの団体にこれが適用されずして、却つて正常な団体、合法的に民主的に運営されるところの団体、こうしたものに適用されることは火を見るよりも明かです。なぜかういふ処置に出でなかつたか、現行法規において賄ひが、若しくは現行法の一部の改正によつて賄ひないか、その点に對して法務總裁の御見解をお伺ひいたします。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。かような法律を作らなくては刑法或いは暴力行為取締法等の改正によつて賄ひ得るのじやないかという御議論でございしますが、全然我々は見地を異にしてゐるのであります。尤も刑法においては内乱罪の規定あり或いは騒擾罪の規定あり、その他殺人等の規定は設けてあるものであります。この法律の趣旨とするところは、内乱を企図したり、騒擾を企図したり、而してそれを暴力によつてやろうといふその

私は考え方だと思ふのです。時代逆行的な恐るべき考え方だと思ふのです。旧憲法、徳川時代ならいざ知らず少くとも新憲法が民主主義国家として育成され、基本人權を保障し、司法權の獨立を認め、平和主義を徹底せしめようとするこの憲法の大理想の前においては、かような考え方は今日限り拂拭すべきものではないかと思ひます。行政配置というものは国民の福利増進のために政府の考え方が行われるものであつて、政府の考え方はすべて正しい至大至高な公正なものと考えることは根本的に誤りなんです。日本の國民及び政府の考え方は、常に政府のなした行為はいつても正しいんだという前提の下に立つからこういう法律ができるわけです。法律を作る場合におきましては、最悪の事態を基本にして法律を作らなくてはならぬ。それは独裁政治の尤たるものです。全体主義の尤たるものです。先ず政府みづからが自己の行為の誤つた最悪の場合を想定して法律というものを作らざるを得ないのです。然るにこの法律の建前というものは、政府のなすことはすべて正しいんだ、すべて認定によつて國民の行為、不行為を破壊活動だという認定ができるという考え方のごときは最も非民主的な考え方だといわなければならぬ。かような考え方の下にこの法律が立案されることと、いふことは由々しい問題である。こういう考え方が例えば出入国管理令のごとき場合に現われておる。その他の最近の立法例に非常に現われておる。

法務総裁が今日その胸中に秘しておられるところの戒嚴令的な法律、非常事態措置法のごときはこうしただけで、この考え方は正しければならぬ。行政権で何でもできるという考え方は正し、もう少し謙虚な気持ちにならなければならぬ。これが第一点です。

それから第二点として、政府は正しく運営される組合団体に對しましては本法は適用されない、いわゆる破壊活動の目的とする団体にのみ法律は適用するのだ、全くその通りです。併し法律の狙いはこうした破壊活動団体を規制するために法律は作つておる。その目的とする団体は却つて地下にもぐつてしまふのです。団体解散してしまふのです。我々の認識の中にその団体というものを認められない状態において、俗にいう地下にその団体を構成し以て破壊活動をするのです。その場合においてこの法律はむしろ完全に適用されない。而してこの法律が適用される場合は正常に活動されておるところの団体が、例えば政府の施策に對しまして非違を唱える、反對を唱える、改正を唱える、こうした場合に多くの適用があるといわなければならぬのです。過去の例においてこれは示しておるのです。治安維持法のごときは最初法の適用におきましては、法務総裁のおつしやるごとくこの種の行為となしにた者にのみ適用しようとして作つた。然るに實際はそうした法律の目的とするところの行為者に適用せずして枝葉末節な、この教授がこういうこと

をしやべつた、或いはこうした本を出した、そういう方面にのみあの法律は適用されて、有為な人材を地下にほうむつた実例があるのではないでしようか。今度の場合にもそうです。この法律の企図するところは實際に於いて、失礼ですが、今日の特審局の構成においては到底底意のような目的を達し得ることは考えられないのです。ここに局長もいられるようですね。けれども、局長が言われるようならば、なぜ地下に潜入したところの共産党の幹部が今日に至るも逮捕できないのですか、かような易々たる問題ですら手に負えないやないですか。いんやこの法律を作つて、そうしてこの大理想がその目的を達成し得るとは到底考えられないのです。却つてこの法律はむしろした正常な団体の組合活動、社会運動、こういうものに多く適用せられることが火を見るよりも明らかであると思ふ。それに対しては本法において、そういふ者に対しては厳に適用してはならないという規定がある、こういうお話です。又そういう御見解のようによつておるのです。併しこの法文に謳つてあるところのものはいづれも訓示の規定に過ぎない。何々してはならないと、これは当然のことです。いやしくも政府の当路者、権力者がさうな目的に法律を濫用してならんことは法に書くべきではないことである。どんな法律でもかような規定が書いてなくても当然さうな目的の法律を作つてはならないというものは言うべきではない。にもかかわらずこの法案において、なかつたというものは、それだけこの法案の施行後におけるところの危険性があるといふことを政府みづからが自認してこの條文を入れたのではないでしようか。こんな言葉をしなくちやならんほどの危険性をこの法律自体が証明して余りある。いんやこの法律は訓示の規定を入れつ放しです。どこに保障があるのか。この訓示の規定に違反した場合において、それらの官吏、権力者に対して如何なる処分をするというものがここに明示されておるのですか。そういう点は少しも明らかになつていない。いづれも單なる訓示の規定であつてこれに對するところの裏付けといふものが毫末もない。或いは刑法においていふところの職權濫用罪を以てこれに裏付けしようといふお考えがあるかも知れません。併し少くともこの法律において規定するところのこの訓示の規定に違反したからといつて、直ちにいつて職權濫用罪に適用するといふことは不可能である。してみますれば本法においてこれを裏付けしてこそさういふことが言ひ得ると思ふのです。この二点について法務総裁の御見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 治安の責任者である政府が、いやしくも暴力主義的破壊活動をした団体、又はせんとする団体を規制して行くといふことは政府の責任においてなすべき当然の義務であると思ふのです。政府が必ずしも万全でないといふことは認めておりますが、少くとも治安の責任を持つておるこの政府がかような破壊的暴力活動をなす団体を規制して行かないといふことはむしろ國民に對する義務を果さないことであらうと私は信ずるのであります。恐らく伊藤委員の御

質問の裏にはなぜ行政処分せずにこれを裁判所へ持つて行かないかといふような御意見であらうと考へております。それは私は三權分立の建前からさういふことはいけないといふことを固く信ずるものであります。先ず政府が責任を以て行政処分をなし、その処分不服があつた場合には最終的に裁判所で公正な判断を求めるといふことであります。初めから裁判所においてかようなことを規定するといふことは、裁判権の行政権に對する私は干渉であると思ひます。さういふ意味を以て、先ず当面の治安の責任者である政府がかような破壊的暴力団体を規制して行くといふことは國民に對する義務であると私は考へておる次第であります。

な伊藤委員の今の言葉によりますと、この法案の運用によつて或いは政府の施策を批判したり、攻撃したりした団体は規制せられるのではないかと、いふ御意見であります。これは、全然さういふことではないといふことを申し上げたいのであります。政府の施策を攻撃したり、或いは施策を批判するといふことはこの法案において何らその対象となつていない。少くとも民主國家においてあり得べからざる暴力的破壊活動を行なつて、自分の政治的意見なり、或いは目的なりを達成しようとするさうな団体を規制しようといふのであります。ただ、単に政府の施策を攻撃したり、或いは批判したりする団体といふものは毛頭もこの法案の対象となるものではないのであります。

而して伊藤委員は、この法案第二條においていふ、訓示的の規定が設け

である、その裏にはさうな危険があるからだといふ御意見のようでありますが、この第二條を設けたのは、いづれも建前でありまして、これは近頃の終戦後の法律においてしばしば見るところであります。法案の目的とするところ、或いはその建前とするところを先ず法律の当初に掲げてその趣旨を明かにし、その運用を誤りなからしむることを広く公知せしめるという建前をとつておるのであります。この法案もその建前に準じたのであります。而して若しこの法案を実施するに當つていやしくも濫用の行為をする者があれば、これは刑法の所定、或いは國家公務員法において処罰されることは當然でありまして、毫もさういふ行為に對して政府は假借することはないのであります。

○政府委員(関之書) 總裁のお答えにつきましては、お補足的に伊藤委員からの御質問に對しお答えしたいと思ふのであります。それはこの法案に規定する団体の規制といふことは、それは何といつても人權の制約になるからこれは刑罰ではないかといふ御質問の点であります。この点につきまして政府の考え方を申し上げてみたいと思ひます。

刑罰の本質につきましては、いづれの見解があるものであります。要するにそれは過去の或る違法行為に對してその責任を問ふといふところにその本質があると思ふのであります。ところでその責任を問ふ方法として自由権を制限するといふやうなことが一般な例になつておるわけでありまして、ところがその結果から見て、いづれも自由権の制限といふことがすべて刑罰

かということに相成りますと、これは私もはさように考えていないのであります。すでに現行法におきましても刑罰によらず行政によりまして各種の自由権が制限されておることは申すまでもないところでありまして、簡単な一、二の例を御紹介申し上げます。

例え最近まで続いております経済の統制、米穀の供出であるとかいふことは申すまでもないことで、その他各種のいろ／＼な立法例におきまして危険を予防する意味におきまして、自由権に対して各種の制限を加えておることは多くの立法例を私どもは現行法において数えることができるのであります。かような行政措置による自由権の制限は、要するに全体の国家の公共の安全、公共の福祉というやうなもの危険、それが與ふる危険の度合というもののとの相対関係におきまして考慮して、これに対して所要の規制をなし、而もその規制の手段は厳に合憲的な公正な手段を以てこれを行いますならば、憲法の線に沿つてこれを行うことができないことに相成るのであります。そういたしましたしてそれらの手段によつて公共の福祉を確保するといふことは、もとより憲法の認めるところであると思ふのであります。この法律における団体の規制は、過去において暴力主義的破壊活動というやうなこの危険中の危険な活動をいたした団体がありまして、その団体が将来において継続又は反覆してという條件の下に、その危険性を除去せんとするものでありまして、かような危険な活動をなす団体の将来の危険性を予防するといふことは、この法案に規定する手段を以て行いますならば、もとより私どもと

しては憲法の精神に合致するものであり、而もそれは行政と司法との対立している憲法におきましては、これはもとより行政の措置として行へべきものである、それがもとより正常な措置であると考え、信じておる次第であります。

○伊藤修君 只今の閣下と法務總裁とのお答えを綜合いたしましたして、私は重ねてその点について質問いたします。それは刑罰の本質は、今閣下がお述べになられたことで正しいと思ふ。併しその限度において、いわゆる例えば統制法規において処罰規定があるとか、或いはその他の行政措置についていふ／＼な制約規定があるとかといふのは、その限度において秩序を維持する程度にこれを制約されておる。法が企図するところの公益と、その公益を犯した者に対してその責任を問うといふ場合においては、その公益を守らんとする、その公益を維持するにふさわしいところの基本人権の制約である、いづゆる厳密に言いますればこれも一つの基本人権の制約である。従つて広い意味におけるところの一つの懲罰である、刑罰である。併し今日の立法体制においては、この種の程度は認めておる、これはお説の通りです。併し今日の問題になるところのこの法案におきましては、規制せんとするところの公益と、それによつて棄した者に対して処罰するところの秩序罰と余りに権衡を失ひ過ぎている、逸脱している。私の申すのは、行政の権限を超えたとおるものをこれによつて望もうとしておる、この傾きが行政権優越主義の根本的な誤つた考え方から出てゐるのではないかと申す。行政権を

を以てするならば、公の秩序を維持し、公共の福祉を守らうとするためには、行政権で何事もなし得るのだといふ、この考え方に大きな誤りがあるといふのです。若しその考え方を是認するならば、再び日本は軍国主義、全体主義国家にたちもどる危険が多分にあると言わなければならぬと思ふ。今日立法傾向といふものが復元的である、これは国民一般が指摘しておるところです。一にも二にも過去を夢み過去に憧憬して、法律の傾向が過去に戻ろうとしつゝある。この傾向が実に我々として危険極まるあり方だと思ふ。その現われが本法において現れておるというのです。行政権を以てするなら何でもできる。行政官が意図するところのものを国民が守らなかつたならば、それに対してはどういう制裁を加えるのだ。とういうあり方は危険極まるものであるといふのです。これを逆に考えますれば、政府の当路者が考えたことに国民が従わなかつたならば裁判所の手を煩はさずして先ず行政官が処罰してしまふ、こ

ういう考へ方ならばそれは取りも直さず全体主義思想の現われと言つても過言ではないのですか。そういふ考へ方は改むべきだといふのです。先ずその点についてお答えを願います。

○國務大臣(木村篤太郎君) 行政権の行使をして政府は何でもなし得るやうなことはないか、これは御尤もであります。政府はさうな万端なものとは考へておりませんが、当面の治安の確保の面から見まして、暴力的破壊活動をするやうなことは、この民主文化国家において許すべからざるものであるといふことを私は考へてい

るのであります。これは一たび日本の治安が乱れますと、それこそいわずに國家の元も子もなくなるのであります。治安の責任者である政府はこの見地から何としても当面の治安を維持すべき責任があるのであります。それに對処いたしましたこの法案が作成されたのであります。いわゆるその守らんとする公益は、一般的の国家公共の福祉という面から私は言つてゐるわけでありまして、一個の個人を害するため多数の個人が侵害されては相成らぬのです。私は常にそれを考へております。

一つ／＼個人の人権を守るに急にして大多数の個人がそのために破壊されるやうなことがあつては相成らぬのであります。我々が社会生活、国家生活を営むにおいては国民の大多数の人権を先ず擁護して行かなければならぬ、いわゆる公共の福祉の観点からこの点は強調されるのであります。その面から見て何よりも現下の情勢下かような暴力的破壊活動を行う団体といふものに對しては、全般的國民の人権を擁護する、即ち公共の福祉を守る意味において、是非ともこれは必要と考へてゐるのであります。政府といたしましては行政措置を以て何事もなし得るものであるといふやうな考へ方は毛頭持つてゐないものであります。これは最小限度の私は行政措置と、こ

う考へてゐるのであります。

○伊藤修君 いわゆる一つの基本人権を守るために大多数の基本人権を害することを避けてはならぬ、これは當然のことです。お説の通りです。併しその反對に、大多数の基本人権を守るために一つの基本人権を毀損してもかまわないといふ議論は成り立たんと

思ふのです。少くとも民主國家のあり方といたしましては一つの基本人権をも我々は尊重しなくてはならぬ。アメリカの國會のあり方といたしましては、たとひ國民の一人のために立法形式を以てその基本人権を保護する建前をとつておるではありませんか。我々は最大多数の權利を擁護すると共に最小限の基本人権も又尊重しなくてはならぬ。これはつとめて為政者は常に考へなくてはならぬと私は思ふのです。だから法務總裁の今のお言葉は、恐らくその一つの基本人権をも犠牲にしてもかまわぬといふ議論ではないと思ひます。併しそれは誤解されたいと思ふのです。そうしてこの法律が、今御説明になりましたごとく、破壊活動いわゆる暴力行為をしなかつたならば如何なる批判をいたしましてもこれに適用しない、こ

ると思ふのです。生殺與奪の権限は行政機関の手中に存するのです。して見ますれば、これほど基本人権を掌握するところの大なるものはないのです。裁判所において、基本人権の保護の殿堂として国民が最高裁判所に付與したところの、担任されたところのこの権限を、この法律によつては行政機関が先ず把握して、そしてその結果不服があるならば裁判所へ持つて行く、というあり方です。併しそういうあり方は、一度行政処置によつて基本人権は破壊されてしまふのです。破壊された事後処理として、最高裁判所に持つて行つても、国民の受けたところの損害、基本人権の制約、そうしたものは再び元に戻るものではないのです。この考え方はアメリカにおいても相当問題になつて、先ず裁判所にこれを委ねるべきであるという考え方になつたことは御承知の通りです。ただ問題は、裁判所に委ねた場合において、裁判所の現在の機構のあり方からいひまして、早急にこれらの問題が解決できないというので、先ず行政処置を望まれたことと思ふのです。併しそれは便宜主義であつて、国民の基本人権というものを犠牲にした政府の便宜的な考え方です。むしろこの種の破壊活動をする者に対する規制ならば、他の方法を十分考へ得られると思ふのです。又この法律が企図しておるようなあり方でも参りますれば、行政処置をし、六カ月の機関紙の発行を停止したという場合におきまして、この停止は再び繰返されることは火を見るよりも明らかです。いわゆる監禁しをされることは、恐らく想像にかたくないのです。仮にしないといひましたところ

が、六カ月の規制をされ、そして裁判所に仮に訴へましたところが、その間にいへば、何らこれに対するところの保護手段というものが考えられないのです。こういうような重大な結果を行政権が握るといふあり方は正しくないと思ふのです。なぜ政府はこれに對して、おおよそ基本人権を尊重する新憲法の建前から言つて、行政権においてかような大それた考え方を以て処置しようと思つて、なぜ裁判所にこれを委託しないか、この点について法務総裁の御答弁をお願いしたいと思ふいます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 伊藤委員が大分前の団体の規制について誤解なすつてゐる点があるやと思はれますので、簡単に申上げたいと思ふいます。只今の御意見によりますると、政府の施策を批判して、そしてたゞ／＼多案が騒ぎ立てる、そういう場合にもこの法案の適用があるんじゃないか、或いは又この間のメーデーの際のごときあの暴動に加つたもの、その他の点が問題になるというところですが、この法案の趣旨とするところは、いわゆる団体の活動として或いは内乱とか騒擾とかいうことを企図して、暴力的破壊活動をなす、そのものを言うのです。さよふな一時的の、何も団体の活動としてなさぬような団体に對しては、これはこの法案の対象となるものじゃないのであります。どこまでもこの法案の建前といひましては、団体の活動として暴力的不法活動をなそうとするものを対象とする、又なしたものを対象とする。一時的に政府を批判し、それがために騒擾を起したりしたというやうなものについては、この法案の適用は

ないのであります。

次に行政処置の問題であります。が、先刻申上げたやうに、何として政府は治安の第一の責任者であります。治安の維持を図つて行かなくてはならぬのです。いやくも暴力的破壊活動をなしたやうな団体、これは日本の治安を維持するといふ面から見ても、このまま放置することはできない。これは行政権の作用として、どうしても政府は自己の責任において処理すべき事案です。申すまでもなく裁判所は、裁判所法によつて争訟事件を処理することになつてゐる。争ひになつておる事件を処理する、これが本来の裁判所の建前であります。そこでこの政府のなした行政処置が若しも不法であり、違法であるといふことであれば、いわゆる争訟事件として裁判所はこれを処理すべきものであるであります。そこが日本の三権分立の私は建前であらうと考へるのであります。裁判所が直ちに、政府の責任として処置すべき事柄をみずからがやるということは、これはよろしくない。政府が自己の責任においてなした処置に對して、その処置の当、不当の問題が起つた場合に、初めて裁判所がこれに關與して最終的の断案を下す、これが私は三権分立の建前と考へております。而して政府はこの認定につきましては、極めて民主的に、いやくも世間の疑惑を招くやうな虞れのないやうに、最大の私は注意を拂つておると、こう考へておるのであります。この点につきましては、いづれ逐條審議の際に十分申上げたといふ、こう考へております。○伊藤修君 只今団体の活動として、別に私はそれを誤解しておるのじやないのです。成るほど団体の個人の者が個々に破壊活動、暴力行為を行つた場合において、直ちにそれが団体と認定し得ないことは、それは明らかです。併しその個人の破壊活動が団体の破壊活動として、その認定は誰がするのですか。それはこの種の事案を取扱うところの行政官庁そのものがやるのじやないのですか。して見ますれば、あなたも裁判所に長い間御経験のあられたかたで、この種の事案が仮に裁判所に取上げられた場合においても、容易な問題じやないのです。いわんやこれが一行政官吏の考え方によつて処置されるという場合において、たゞ／＼団体構成員の一人が暴力行為をなした場合において、それが団体の活動としての認定は、仮に陳弁これ勢めたところ、その行政官吏がそうであると認定したならば、直ちにその団体は破壊活動団体となるわけじやありませんか。あなたのおつしやることはそれは純理論で、正しい能吏の場合に限つてはそういうことがあり得る。併しあなたみたいな人が末端の官吏に全部配置されるとは考へていないのです。何万人と今日申しますれば、十三万人というやうに一人もあつて第一線に活躍して頂けるならば、恐らくこの法の運用は正しきを得るでしょう。併し不幸にして、今日の我々の社会機構の上におきましては、そうしたことは理想であつて、求められることはできないのです。あなたも考へ方がそうであつたところ、これを現に取扱う末端官吏はそうは扱わない。いわんやそうした者の收

集して来た材料を一行政官吏の調査官若しくは審査官、これらの人によつて容易にこれが認定されるところに危険性があるものでありますから、団体構成員の一行がその破壊活動の団体として、法文に一つの枠がはめてありまして、結局はその枠は有名無実にするのじやないか、その危険性がある。でありますから若しこの法律に對して、あなたのお考えのやうなふりに行こうとするならば、この定義を明らかにしなければならぬ。こういう場合において、何らかの制約をつけないといふと、一行政官の認定によつて、いふも破壊活動を目的とする団体に烙印付けられる虞れがある。この危険性を我々指摘したいのです。これに對して法務総裁の御答弁を承わりたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。伊藤委員の御意見は全く御尤もであると思はれております。併しこの法案においては、その御疑念に對して十分の考慮を拂つておるのであります。勿論調査官はこの規制の前提として、いふ／＼の事項についての調査をいたします。併しながら調査官はその調査に基いてみずから決定するのではないのであります。調査に基いてその違反事項がありとすれば、その処分についての請求をいたすのであります。その請求に基いて、果して最終的な行政処置についての判断は誰がなすのであるか、これが一番問題であります。そこで我々非常に考慮した結果、この調査について最も公正にやうなといふことがこの法案の狙ひであり、安審査委員なる制度を設けたのであり

ます。この公安審査委員は国会の承認を得て法務総裁がこれを任命するといふことになつております。而してこの公安審査委員なるものは、あらゆる階層、即ち労働関係であるとか、或いは法曹関係であるとか、或いは文化方面、或いは宗教方面からというふうな面から選定する人を選んでは、その人たちの合議の結果、最終的決定をなしてもらうということになつておる。而もこの決定をするについては何らの拘束も受けない、独立した意見を以てこれを最終的の判断に委ねるといふ建前をとつておるのでありますから、只今伊藤委員の仰せになりましたような強断的な処置というものは、なし得ない建前になつておるのであります。

〔委員長退席、副委員長委員長席に着く〕

これに對しまして相手方、即ち調査官の収集したところの証拠に對して反駁する機会を恐らくあり得ないと思ふ。又破壊活動として容疑せられたところの団体においては、それに対してどうでないと証言を出した場合には修正されておられますけれども、なお且つこの証拠に對しまして必要としないものは探ることを要しないということになつております。裁判官の場合においては、良識あるところの裁判官が自由心証の下において、必要であるかないか、これを採択するところの権能を付與することも又差支ないでしよう。併し行政官の、而も下級官吏に對しては、その必要であるかないかの証拠の採択権を與えるというところは、この点においてすでに大きな障害があるのです。いゝやんや相手方の、いわゆる調査官の出されたところの証拠に對しては、これに對するところの反駁する機会とは與へられていない。十分な反駁資料を添えて或いは出し得るといふ御見解も存じません。併しそれはいづれにしたところ、審理官のいづれに過ぎない。兩者の言ひ分を公正に意見を聞いて、自由なる心証の下に裁断を下すというあり方ではないのです。一にかかつて行政処置の延長に過ぎないのです。成るほどこの委員会を構成するところの人が、有識のかた

で、限られた人の公開に過ぎない。これらのものによつて必要な証拠が提出され、陳述がなされる。これは調査官の意見と併せて委員会に持ち込まれるに過ぎない。

がたが携わられるとは存じますが、併しこのかた、にしても、神様でない以上は、兩者の言ひ分が具さにこれが根柢にまで立入つて調査ができるかどうか、又当事者にこれらに對するところの機宜に適したところの証拠の提出を許しては以上、或る限られた資料と、限られた主張と、その範囲内においてそれを決定せざるを得ないやないでしようか。今度衆議院において修正されまして、調査権をも與えられ修正されまして、併しこの調査権においてすら、調査をする、機關といふものは何ら加味せられていない、できるというに過ぎない。これらの少數な委員、四、五人の委員がその事案に對しまして徹底的に糾明して、あらゆる証拠を収集するといふことは、事實上不可能であります。むしろ彈劾的に双方にこれらの資料を提出する機会を與えて、陳弁し反駁する機会を與えてこそ、初めて公正なるところの判断が下し得るものと考えられます。それをせずして、ただ形式的に一つの機關を通過せしめるだけで、基本人權がそこにおいて保障されておるといふ考え方は、余りに甘きに失すると思ふのです。

政官といへども國家の役人である、いわゆる國民の公僕でありますから、これを悪い面から見て、何でも不法なことをやるのだという考え方は、私は持ちたくないのです。いわゆる國家の公務員として公正な取扱ひをすべきものであり、又すべきことを本人らは考へておりと私は一応こう考へてよからうと思ふのであります。そこで、この人たちが調査した結果は、これは問題になつて来るのであります。これに對しまして、この法案におきましては、ほかの法案に見られないような詳細な手續を設けてある、いはゆる當事者の陳弁を聞くのであります。団体構成員、その他五人までは、これはいはゆる審理と申しましようか、その取調べに立会ふことができるようになつておるのであります。又その取締りにつきましてはは報道機關の人たちもこれを立会わせるのです。いやしくもこの不正に因りたいというので、報道機關の人もここに立会ふ、そこできめるのであります。そこで一応きまつたものを審査委員会へ持つて来るのであります。それで審査委員会は先刻申し上げました通り、我々の構想といつたしましては、国会の承認を得て天下有識の人を選び、そこで判断をせしめよう、こういう建前をとつておるのであります。で、我々といつたしましてはき得る限り最大の民主的な処置と考へておる次第であります。

〇伊藤修君 どうも法務總裁の御答弁を伺つていますと、官吏は全部善良な神様みたいな人だと、こういうことを第一に置いておる。第二には眼前の破壊活動の類々として起るということ

る名目を以て日本においては他の裁判所を設けることはできないといふこの條文からいたしまして、名前は裁判所と言わなければいけません、その本質は裁判所と何ら異ならない。かような本質的に裁判機關を掌る他の名目を用いた裁判所という一つのあり方を設けるといふことは、本質的に憲法違反ではないかと思ふのであります。この点に對して法務總裁の御意見を伺いたいと思ひます。

〇國務大臣(木村篤太郎君) 先刻来申し上げましたように、この暴力的不法活動團體の規制というものは、政府が責任を持つてやるべき行政処置なんでありまして、そこでこの行政処置は治安の面から申しまして、これは急速にやらなくてはならぬ。これを急速にやらなくとも治安の目的が達せられないのであります。そこで考へたのが、その目的に副いながら、如何にして民主的に事を運んで行くかということでありまして、申すまでもなく、この行政処置を以て團體の解散を即時にやる法律が幾つもあるのであります。旧法にもある、又終戦後の法律にも、政府が單なる行政処置を以て直ちに解散を命ずる法律が幾つもあるのであります。元來が、行政処置として政府で責任を持つてやるべき事案であるのであります。が、今申し上げました通りかような面につきましては、できる限り民主的にやることが望ましいのであります。而うし如何にしてこれを急速にやるべきか、この面から考へたのがこの法案の手續であります。成るほど調査官は、これは法務府の役人には違ひありません。併しこの人たちは、私は全然惡意を持つてやるとは考へられません。行

に盲目になつておるわけです。いわゆる鹿を追う者山を見ずという例えがある。眼前のことにばかりとらわれ、根本のあり方というものを対して、少しも考慮が拂われていない、それ言つては過言ではありません。失礼ではあります。過言ではありません。私は法務総裁ともあはれられる人が、さういふ短見ではないかと思ふ。この法律が一度動き出したならば、将来どういふ方向に日本のあり方が行くかというこれはポイントになるのです。国民的世論がこれに對して強く主張されておるのです。この法律が一度生きて現れて参りますならば、非常な日本の、私は空の空想であると思ふ。その意味においては私はつくづく法務総裁に御見解をお質しておるわけです。法務総裁も日本国民の一員として、戦後におけるところの日本の姿と、独立国家になつた日本の姿が如何にあるべきかという大きな観点に立つて、一つお考え合はれたいと思ふのです。今引例されましたところの戦前、戦後におけるところの例があるとおつしやるけれども、それは非常の場合であるのです。異変の場合です。異例の場合であるのです。我々占領治下におけるところの国民生活というものが真の日本の姿であるとは考へていないのです。我々は何らの自由も與へられず、牢獄生活の下に置かれた日本国民の姿として、そのときに現れたところの立法形式が如何ようであらうとも、それは真の日本国民の欲するところのものではないのです。我々は今日自由な立場において、自由な独立国民

の立場において、新しい地点に立つておるわけです。而してその基本のものは憲法である、憲法の精神にもとらぐとき方向に、すべての立法形式、制度というものを持つて行くことを要するわけです。その意味において本法に對していろいろの点を指摘しておるわけですが、でありますから今法務総裁が現官吏においてさういふことはあり得ないというお考え方は、それは余りに信頼し過ぎる。勿論我々は官吏諸君を信頼してはいます、いるのです。信頼はいたしますが、それは一つの原則的なものであつて、先ほども申し上げましたごとく、法律を作る場合においては、若し誤つてこの法律を適用した場合を考へて、法律を作るべきであると言ふのです。神様が法律を運営するものだといふ考へ方で法律をつたならば、根本的に国民にそれを示す場合において誤りがあるのです。さういふ意味においてそれを指摘しているわけです。でありますから火急的に法律を作る場合においては、如何ような立場に立つても、濫りに国民の権利を毀損し得ないという態勢に法律構成を持つて行かなくちゃいけない、さういふことを申し上げておるのです。今成るほど御説明のごとく一部の人の公開もし、報道陣の人にも公開し、その面前においてなされるからよいんだという御議論も成るほどなづけます。

〔委員長代理閣僚常務退席、委員長着席〕

併し以て足れりとは考へられないと言ふのです。又先ほど私が指摘しましたごとく、いろいろの手續の上において制約される、真にその人の権利擁護の立場というものを十分尊重し得ない構

成であるといふのです。さういふよりな構成を無理やり行政措置の中に含めてなされようとするところに大きな無理が出て来るのです。でありますから、むしろこの法律をお立てになる、どうしても必要であるとするならば、調査官の制度或いは審理官の制度はよろしいでしょう。併しそれを切り離して、以後は裁判所に委ねるか或いは審理の程度は裁判所に委ねるという行き方にするべきことが当然だと私は考へるのです。さういふ法律体制をお作りになる場合において、そこに思いが至らなかつたといふのは、私は法務府の關係の諸氏の私は余りに研究が足らないではないかと思ふのです。仮にこれを平たく考えますれば、一つの官庁の中にいわゆる検察庁でしよ、この場合においては、検察庁の中に検察官の部類、即ち調査官があり、さうして一面においては予審判事、審理官がある、さういふわけですね。フランスの刑訴の建前をとるようなものです。ここに持つて来て非難を、世界的非難を受けておるところのある予審制度というものが、再びこの形において現われて来るのです。これはお認めになるでしよ。審理官は調査官が調査して来たことを先ずその部内において予審をするという形です。それでこれが容疑ありと認定いたしますれば起訴する、いわゆる委員会にこれを回付する、さういふのです。委員会はこれを受けて立つて書面で審理するといふのです。そこにおいてすでに基本人權の制約は確定してしまふのです。それから以後裁判所に不服の申立ての方法があると、さう言つたところが、それは事後処置に過ぎない。すでに六カ月の

発行停止を食つておる。すでに解散を命ぜられておる。而してその後久しきに亘つた後において、ようやくその権利關係が明確になつても、それはあとからの祭りすぎないのです。政府の企図するところの目的は、とうに達成してしまつておるのです。事後裁判所がどうあろうと、そんなことはもうおかない。少しも痛痒を感じない、さういふ結果になるんじゃないでしょう。これでは濫りに国民の権利、いわゆる自由といふものは、一行政官の手の中に握られておるという非難を受けても仕方がないでしよ。いんや行政事件訴訟特別法の第十條第二項によりますれば、さうした裁判の執行は一総理大臣の異議の申立て、その異議の申立ての内容といふものを少しも示す必要がないのです。さういふ理由があるからこれを異議申立てと、さういふ必要はないのです。ただ異議を申立てる、一片の異議申立ての意思表示をすれば、裁判所はそれが理由あるうがなからうが、この行政処置に對して停止を命ずることができないのです。行政処置はそのまま遂行されて、目的を達成してしまふのです。この行政訴訟特別法第十條第二項といふものは、非常な司法權の制約です。これは憲法に言う司法權の独立といふものを侵すことも甚だしいとして、違憲の法令であるといふ言われております。この違憲論は、本法のほかでありますから、ここで申上げることは遠慮いたしますけれども、少くともさうした疑義のあるところの法律がの場合において適用されて来るのです。然るに本法においてはこの行政処置に對して、いわゆる解散といふ行政処置に對しては、仮

処分の申請ができるのか、訴えができるのかといふことを書いておる。こんなことを本法において書かなくとも、當然のことじゃないでしよ。本法にさういふ明文がなくとも、およそ行政処置を受けた場合においては、国民はこれに對して行政裁判をなし得ることは當然の権利です。本法に待つ必要はないのです。本法にさういふことを明記するといふことは、この法律が如何にも公正、妥當のごとく国民の前に示すのに、言いわけを本法自身にしているのです。言うを待たない規定を置かしく一カ條設けて、當然なことを規定しておつて、この本法はさうした公正の途を用いておるのだといふことを言おうとするに過ぎないのではありません。かようなことは不要な條文であつて、さうした点から考へても、この機構が、審理機構といふものが、調査機構といふものが、如何に司法權の分野を侵すところの行政処置の甚だしいものであるかと言わざるを得ないと思ふのです。その点に對して、政府は反省せられるところの意思があるかどうか、お考へになるところの意思があるかどうか、重ねてお伺いしておきたい。

○政府委員(関之君) お答えいたします。御質問の要旨は、かような人權の制約をなす処分が裁判所において扱はしめるほうがより憲法の精神に合するといふことが先ず第一の点に伺はれるのであります。これにつきまして先刻法務総裁からお答えいたしました点に盡きるのであります。私どももいたしましては治安の全責任は内閣にあると考へるのであります。従ひまして内閣が治安保持に對して必要、相當な

國民に對しまして保障したところのものは、我々が裁判所によつてすべての權利關係といふものは確定する。いやしくも基本人權を制約される場合においては裁判所の裁判によつてこそはじめて納得が行くものであることを保障されている。にもかかわらず一応少くともその權利關係、その基本人權の制約といふものは行政官庁に把握されるという点においてあなたの御説明の中にもあつたごとくです、準司法的な裁判をするのだ、判定するのだとおつしやつたことそのこと自体においてもこの審理經過、手續經過といふものが司法的の性格を有していることは明らかであるのです。かような観点から立ちますれば、あなたの御説明自体によつてもこの事案の審理といふものそれ自体が司法的の性質を持つていふと言わなぐちやならん。いやしくも基本人權を制約するといふことであるならば、そうしたあり方は正しくないのです。その機會を與えるとか何とかおつしやるけれども、實際の面において裁判所以上な機會を與えていないことはこの法律自体が物語つてゐるんじゃないのです。か。それならばこの法律を以て審理手續は一切刑事訴訟法に言うところの手續を準用するとなぜお書きにならなかつたのですか。そうじゃなくしてあらゆる面において訴訟法に許されたところの手續といふものを排除されて、そのうして行政官の都合のいいような方法においてこの審理、判決をしようというののじやないでしようか。そのこと自体が既存の事實を形作つてしまふというのです。國民はそれによつて押付けられてしまふのです。それから後に裁

判を受けるという事は事後のことであつて何にもならんと、こう言うのです。その事案をとつて持つて処理して行くあなたがたとしてはそれで能事終れりとするでしようが、受けた国民としては迷惑極きな話だと、こう言うのです。その点に對しまして政府としては私は少なくとも再考される余地があるものと言わなくてはならないと思ふのです。もう少し簡便な方法があり得ると思ふのです。もう少し国民の権利を保護する方法があり得ると思ふのです。成るほどあなたのおつしやるようにこれを最高裁判所に委ねますれば、それによつて裁判所は治安維持の責任を負うという結果になるであらうという事は、それは思ひ過ぎでしよ。成るほど勿論治安維持の当面の責任者としては、政府が擔わればよいのでありますから、こうした法律を作る前に先づ基本的なものをなせ考へなかつたかと先ほど前提にお尋ねしたのです。然らば現在の五つの機構即ち檢察、自治体警察、國家警察、海上保安庁、予備隊こうした治安担当の機構が五つあるのです。この組織において現在の日本の治安が保たれないのですか。あえてここにこうした無理な法律を提案して、重ねて屋上屋を架するがごとき機構を作り上げて、でなければ日本の治安というものは保たれない、こういうことで御説明ができるのですか、その点を伺ひたいします。

○政府委員(吉河光貞君) 御説明申し上げます。破壊的団体に対する規制措置を先般衆議院並びに閣府委員から詳細御説明申し上げた通り、危険性に対する保安処分でございます。その本質は行政行為を以てなさるべきものであらうということを確信している次第でございます。で、保安処分の性質は客觀的に現れた事象の危険性を判断しまして、その危険性を防止するについて必要最小限の措置を講ずる点にあると考へているわけでありまして。刑罰は、これを行なつた犯人の心情に立入りまして、そこに法律の下に道義的な価値判断を下して、所定の刑罰を科するといふような建前になつてゐる。ここで規定いたします団体の規制措置は純くまで保安処分でありまして、眼前に現れた客觀的な危険性を基礎といたしまして、これを防止する必要最小限度の措置を講ずるといふような建前になつてゐるのでございます。併しながらその措置が極めて重大なる措置であり、國民の基本的な人権に影響すると、この極めて重大な措置でありますから、この措置は純くまで準司法的にでき得る限り厳格な手続を以て行われなければならない。従ひまして只今閣府委員からも御説明申し上げました通り、調査請求をする機関並びに審査決定をなす機関を分離いたしまして、権限の過度の集中を防止して、兩者の対立によつて公正な調査請求、審査決が行われることを保障したのでございまして、御承知の通り今日の憲法は法治國の体制をとつておりまして、過去におきますような警察國家的な色彩はないのでございまして。従ひまして或いは一切の行政行為はすべてこれを違法なりとする点につきまして裁判所で争うことができる。過去におきましては極めて限られた行政行為だけが行政裁判所で争われる。そうして而も別個の行政裁判所で争われるといふやうな建前でございまして、今日におきましてはすべての行政行為につきましてこの処分を違法なりとする訴訟は裁判所に提出してこれを争うことができる建前となつております。他面行政権は純くまで適正な公正な手続を以てすれば公共の福祉の立場から個人の基本的な人権と自由と對しまして必要最小限度の処分をすることができ、これが可能であるといふように信じてゐるわけでございます。この法案に規定いたしましては破壊的団体に対する規制の措置は、これを不服とする者は裁判所に行政事件訴訟特例法の規定に基づきまして持ち出す。民事訴訟を原則といたしましてこれが訴訟が展開されるという建前になつておるのでございまして、私どももいたしましては特定の犯罪の附帶的な効果としてかような重大な行政処分を加へるべきでない。個人の特定犯罪に対する刑事裁判の附帶効果として団体を解散するとか団体の活動を制限するとかいふやうな処分を加へるべきものではない。これは立法政策的に見ましてそういう処分を裁判所に委ねるべきものではない。これは純くまで国会に對して全責任を負うところの内閣總理大臣、内閣の責任において行われなければならない。かように考へてこの法案を立案いたしました次第でございます。この法案の規制の原則、條件、手続等につきましても行政行為として出来得る限りこれを適正妥當に進めるといふ建前を以て立案いたしましたものでございまして、憲法に決して違反するものではないと確信している次第でございます。

○伊藤修君 私の特審局長が公正妥當に運用するといふお言葉には信じがたい。何となればあなたの過去のお取扱になつた事案を拜見いたしましたし、決して公正妥當とは思へないのです。一例を見ましても、例えば松本治一郎氏に對して、或いは當院の共產黨の処置に對するところの御処置のごときも、決して何人といへどもこれを公正妥當とは判断いたしてないと思ふのです。當時は占領下でありまして、あなたの御意思にかかるとかかわらずとさういふことがなされざるを得なかつた事情において、我々はあなたのお立場を諒としておるので、あなたが失礼でありますけれども、能更として御活躍をせよと、敢然立つて意のあるところは、當然當時の権力者たるところのGHQに對して意のあるところを御説明になつて、日本の國民のために御活躍あつて然るべしだつたと思ふのです。成るほど彼の人々らは、彼の人々らという中には根本さんはいりませんが、いわゆる共產黨のかたぐいにおいては、GHQに對し又政府に對しては好ましからざるところの言動はあつたでしょう。併しとつてもつてこれを追放しなくちやならんという理由は毫末も認められないと思ふのです。いわんや裁判の手続において否定されたのであります。然るに行政処置のみは依然として効力を生じて今日に至つておるので、その当否は別問題といたしまして、國民が何十萬という意思を表明する國民の代表者として国会に送つた人が、一片の行政処置によつてこの至大なる立場を剝奪し去るといふこのあり方というものは、到底我々は是認できないのです。○その通りだと呼ぶ者あり若し今後これが繰返されることをおもんばかつ

て、かくまで皆様に御質問を申上げるわけです。○顔色があるかと呼ぶ者ありあなたたちが正しい國民のために真に生命を賭して闘うという御覚悟ならばあえて私はここであなたたちに苦言を呈しません。法務總裁としての御人格、常に敬服してやまないおかたです。法務總裁にさういふことはあり得ないと思ふ。又あなたたちにさういふことはあり得ないと思ふ。併し時の勢いと國家の政策というものに押し流されて、その政府の考へること、政治的意図、かういふものを國民に透透せしめようとする場合において、これに反對するところの団体、反對するところの人々、かういふ者に対して容易にこの法律は適用されて、彈圧の具に供せられることは明らかであるのです。又さうした抜け道が、さうしたあまいな規定が多く存在するが故に、私はここに將來をおもんばかつて、皆様に御質問申上げてゐる次第です。私の意図するところのものは、あなたたちが不正なことを行われようとは思いません。併しあなたたちの親心というものは、末端官吏においては十分これは把握できないのです。ひとたび日本の官吏といふものの全体を通覧いたしますれば、余りにも法律に拘泥し過ぎて、法律の持つ持ち味、法律の眞の精神、立法精神といふものを把握せずして、條文に現れたところの文字の文理解釈にとらわれすぎて、屁のような事件でもこれを取上げて、さうして國民の権利を毀損しておるといふことは、日常枚挙にいとまがない実情ではありませんか。もう少し法律といふものに對する温か味と運用の面の幅の広さといふものを考へたならば、國家生

活というものはもう少し私はゆとりのあるなめらかな、ゆるやかな温い社会が構成できると思うのです。如何せん日本は法律の面に余りにこだわります。法律の虫と言われ、法律の賊と言われ、法律のおぼけだと言われ、こうした面に我々は耳を傾けざるを得ないという実情に置かれておるのです。かような意味において文字に現われた法文というのに対しては、強くこの間におけるところの立法精神というものを国会において明らかにしておかなくてはならぬと思うのです。事案というものは十分反省して改めるべきものである、提案したから必ずしもそれにとらわれるという考え方はなく、衆智は十分お聞き届け願つて、そして反省すべきものは反省して頂きたい。かように考えればそここに質問を継続する次第です。ひとりよがりの御議論は困るです。(その通り)と呼ぶ者あり。私の先ほど質問いたしましたいわゆる現在の治安を維持するために設けられたところの五つの機構において、現在の治安が保たれ得るや否や、できないのかどうかという問いに対しては少しもお答えがなかつたのです。その点についてお答えを願いた

先ず第一に申上げたいのは、この法案において絞るだけ絞つた。というのは伊藤委員非常に御心配の、いわゆる正常なる団体活動がこの法案においていやくも規制されるべきではない。そういう御懸念は御尤もであり、私が、いやくも正常なる団体が規制されることであつては断じていけないという考えを持つております。その意味におきまして、ここで第三條におきましてできるだけのことをやつたのであります。いわゆる団体が、団体の活動として、而してどういふ破壊活動か、破壊活動にもいろいろあります。些細なことを以て破壊活動というようになことで取締られては、これは将来に禍根を残すのでありますから、できるだけこの点をはずりさせようというので、内乱、内乱の補助、内乱の準備、隠謀というような本当の最大のところでこれを絞つて行きました。それで第二号におきまして、これは又殺人だとか或いは放火だとか或いは汽車の顛覆だとか、いわゆる我々の考えらるべき最大の悪性の、いわゆる犯罪を企図するような団体、これで絞つて行つたのであります。そこで私の考えといいたしましては、いやくも正常な団体である以上は、団体自体の活動としてさうな内乱を企図したり、隠謀を企図したり、或いは汽車の顛覆を企図したりするような団体は、団体活動として私にはあり得ないと考え。若しも仮にありとすれば、それは団体の仮面をかぶつた暴力団体であります。さうなものは国家治安の面から見ても一日も許すことができないということは申すまでもないこととあります。その点において絞るだけ絞つておく、いやくも正

常なる団体活動においてはこの法案の対象となるべきものではない、又なつてはいけないという気持ちからこれではつきりさせておいた点が一点であります。それからこの規制の処置の点であります。これは伊藤委員のお説も御懸念も御尤もと考えます。そこで申すまでもなくこの附則の行政処置は行政処分であるのであります。私が先刻申上げました、これは戦前にあつたことは問題にはなりません。戦後のことは問題にはなりません。戦前におきましては行政処置で以て解散をしておることは、これは御承知の通りであります。併しその行政処置をするに於いてもこの法案においてはできる限りの民主的方法をとるべきであるという考え方から、この行政処置についての調査の面と、そしてこれを審理する面と、決定する面と、これを三つに分けて権力の集中を排除したのであります。これはもう詳しく申しません。只今閣下から申上げた通りであります。かようなことで、私は審査する際に當つて、これはできる限りの民主的方法をとるべきであるという考え方から、団体の構成員或いは代表者その他五名の者を代理者として審理に立会わせる。そして十分なる意見、弁解をし又証拠も提出させる。而もそれに當つては五名のい

わゆる立会人は公正を期することとし、最後の決定に至りましては、先刻申上げた国会の承認を得て任命するのであります。而もその委員なるものは、各方面から有識者を集めて行こう。そしてその人たちが独自の見解において、独立の何人にも干渉されない公正な独自の見解を以てこれを決定させるという建前をとつておるのであります。行政処置としてはこれ以上の私は民主的方法はないというところを確信して疑われないものであります。それから第二の点について、国警、自警或いは警察予備隊、これで以て日本の治安を維持することはできないかという点であります。とにかく今の制度の下において、我々にはできる限りの日本の治安を維持して行きたいと考えております。然らばさういふものがあるのかというの、これは別個の面であり、事象が起つた場合には、これらの警察官の活動は要するものであります。併しこれらの人がさういふ行政処置についての審査というやうなことに干渉してはならない、させるべきものでないといふことは私は確信しておるのであります。これは或いは検察庁、一部においては検察庁においてさういふ調査をしたらいいんじやないかという意見もあるのです。私は全然いいない。検察庁は独立の官庁である、さういふものにさういふ調査をさせるべきではないといふ確信を持つております。警察にもやらせるべきではない。いわゆる、調査官を置いてさうして調査をさせるべきであるといふ建前がいいといふことを私は確信いたしております。そこで問題はさういふ警察予備隊、国警、自警があるにかかわらず、この法案の必要はないじやないかという、或いはそれだけで以て日本の治安は維持できないのかというところとあります。勿論これらのはなには治安の第一線に働くべきものであることは申すまでもないものであります。が、

それらのなすべき事柄とこの法案でやろうとする事柄とは、これは全然別個の観点に立つておるのであります。この法案は私といたしましては、現下の治安を維持すべきものとしては是非必要なのであります。国警、自警、警察予備隊、さういふものは別個の観点に立つて、この法案の作成は必要であらう、さう考へておる次第であります。○伊藤修君 今の第二の質問の点は別個の観点と法務總裁おつしやいますけれども、これは重大な關係を持つて思ふ。おおよそ私がここで申上げるまでもなく検察官、警察官及び警察予備隊、或いは海上保安庁、さういふものは起きた事案に対して捜査の第一線に立つことは勿論であります。これは国民生活を安定に置くという面においては、犯罪の予防というところが重なる職務内容であるかと思ふのであります。又法律にもさういふことが明らかにされておる。この予防の面において十分賄える範囲があり得るのではないかと、さう思ふのです。今のお説を簡単に拜聴しております。これらはただ捜査機関であるから、とつてもつてこの法案が裏付けされなければ却つてできないのじやないかといふふうにも窺われる。又この法案が必要であるといふふうにも窺われるのであります。が、さうではなくして私の質問しようとするのは、現行の治安機関において、捜査の面ではなくて犯罪予防という面において賄える範囲が相当あり得るのじやないか、この機構の活用といふことがなされておるかなんかといふのか。又できないのか、できないといふれば今日の法律が各別々にその体制が整えられておることは御承知の通りで

あります。海上保安庁は海上保安庁としての法律、或いは自治体警察、国家警察はこれは又独立の法律があり、検察庁は刑事訴訟法、検察庁法によつてこれが賄われておる、警察予備隊は警察予備隊に関する法律、これによつて賄われておる。これらの各個別々の法律の機構体制の下に賄われておる各法律のあり方について再検討をする必要はないかどうか。今日の政府において考えられてゐるのは、この事態に鑑みまして、内閣総理大臣は各警察隊長及び警視總監の任命権を以てこれを賄おうといふことを企図しておられるようでありますが、併しそのみによつては私は目的を達成し得るものではない。又そうしたあり方は却つて目前のことを賄うといふことによつて全警察官の警察体制のあり方に大きな逆行的考え方がそこに現れて来るので、これは私は考え直さなくちゃならぬと思つてゐます。むしろそうじゃなくして警察と又海上保安庁、警察予備隊、こうしたものの横の連絡を形作る、或いは指示権の形において検察庁と警察とを直結せしめるといふような職務遂行の上において今日相当隘路があり得ると思つてゐます、これは公平に考へて……それからこの面において全治安体制を維持する機構の法律的整備を図る必要があるのじゃないか、そうして行くならば或る点までは予防警察といふことによつて本法の阻止せんとする目的は未然にこれが阻止し得るのではないかと思つてゐます。そうした考え方は少しもなさらずに、ただ現れたものを抑えて行く、現れたものを剔抉して行く、処置して行くといふ、現実の問題にとらわれて、根本の問題に少しも

思いが及んでいないと思つてゐますが、その点に対するところの法務總裁の過去におけるところの御研究なりお考え方なりをお尋ねしたいと思つてゐます。
○国務大臣(木村篤太郎君) 只今警察機構のお話が出ましたが、私も警察の機構の改革も必要であります。何と云つても国警、自警、これらの調整連絡が必要であらうと思つてゐます。調整連絡をとれずして徒らに機構だけをいじつてもその運営はうまく行かないものであることは申すまでもないのであります。先ずこの調整を円滑にするといふことはどういふ方法でやるか、これは人的交流といふ面から考へられます。併し或る面においてはやはり何としても最小限度の機構の改革は必要だと思つてゐます。只今警察法の一部を改正する法律案を提出中でありますが、これもその面から考へたのであります。併しなから只今ここに直ちに自警、国警を一本にまとめる、これはどうかといふことについては大いに考へざるを得ないのではありません。折角自治警が民主的にかくこままで来たものを、一挙にこれを国警と一緒にするといふようなことについては相当慎重にやらざるを得ないと思つておられます。そこで現在の国警、自治警を生かしたままにして、如何にしてこれを連絡調整をとつて行くかといふことが一番問題になるのであります。少くとも東京都におきまして、これは御承知の通り特別区の公安委員がこれは全警察の運営管理を担つておられるのです。行政官を担つておられて、運営管理を担つておられるので、政府といたしましては、これの何らの指示権もなく、監督権もないので

あります。最近しばしば「メーデー」事件だとか、或いは東大事件だとか、早大事件だとか、私の責任を問われる人がある。成るほど私は全国家の治安については責任を持たなければならぬ。併しながらこの特別管区においての出来事については、私は何の指示権もない、何らの監督権もない。これではいかぬ。而もこの間のメーデーのときにおいて、外国の自動車が無き拂われた。これは普通なら国際上大問題なんです。それに対して政府は何ら責任をとり得ない。我々は何らのそれに指示もできない。これで今後日本の国際関係がだん／＼頻繁になつて、外国の使臣もだん／＼やつて来る。そういうふうな場合に、問題が起つた場合に、誰が責任を負うか。特別管区の公安委員が責任を負うよりほかに途がないのであります。果して公安委員が責任をとり得るかどうか、これは非常な疑問です。そこで少くとも我々といふしましては、かような場合においては責任をとり得る態勢だけは整へたい。この点について我々は警察法の一部の改正を意図したのであります。何といふにしてもこの連絡を緊密にして、今後の日本の治安の維持の全きを期せなければならぬ。これは我々として、国民に対する重大なる責任と考へておられます。この日本の治安が乱れたら、日本の国はどうなるか。先ず第一の問題は、日本の内地の治安を維持することにある。基礎をしっかりとせよ。それに対して我々は責任をとれるだけの態勢を整へたい。やかましく言つても、指示権もなし、監督権もなければ何もできない。その面において少くとも政府が責任をとり得るだけの態

勢を整へたいといふことを企図しておるのであります。これが警察法一部改正の趣旨であります。そこで現在の警察予備隊、或いは国警、自治警、これだけで日本の治安を維持することができないのかといふ仰せであります。が、無論とり得るような態勢を整へておるのであります。又とらなければいかぬのであります。とらざるを得ないのであります。何としても日本の治安維持の態勢はとるべきことを我々は考へておられます。これは国民に対する一大責任であります。義務と考へております。やるつもりであります。併しながらこれはいろいろの国際情勢から、日本の将来の治安といふものは、相当考慮を要するものがあると思つて考へます。従つてそういうものに対する、対処することをあらゆる面から考へなければならぬ。この破壊活動防止法案も、この態勢を整へる一部のものであります。全部とは申しません。これを以て決して日本の治安が全面的に維持できるといふと、そんなことは考へておりません。ほんの一部であります。これもその一部分の役を担つておるのであります。これによつて相当の役割を果し得るということだけは申し上げられと思つてゐます。そこで最小限度においてこの法案の運用によりまして、日本の治安維持の一部にしたい。そうして又今申し上げました警察予備隊或いは国警、自治警が連絡を保ちまして、予防的にそういう国家の治安が乱れる前に、十分な態勢を整へて、日本の治安を磐石の安きに置きたいといふことを私は企図しておられます……。

○伊藤修三 警察法の御説明があつたのですけれども、私は警察法の御説明を聞こうとは思つていないのです。警察のあり方といたしましては、これはいわゆる国家警察的な考え方で行けば、警察一本にするといふ行き方がいいでしょう。併し少くとも終戦後考えられた日本の警察機構のあり方としては、民主警察といふことが基幹になつてゐます。して見ますれば、原則的に言へば、自治体警察が基幹であり、そうして国家警察を以て補足的にこれを補うといふあり方は、これは私は堅持しなければならぬと思つてゐます。私はその機構を改革しようといふ意味ではありません。この原則は飽くまで確立せしめて、国民自身が治安の責任を分担して行くといふ今日の警察機構のあり方といふものは、尊重しなければならぬと思つてゐます。今お説のように、治安関係について政府が全責任を持つて行くといふ大それた考え方をもちますから、こういう法律が必要になつて来るのです。一体政府の力によつてすべての治安といふものを確立して行くといふようなことは、これは到底私は望み得ないことだと思つてゐます。むしろ国民全体の協力によつてこそ、初めて治安の確保は保ち得るのです。その通り」と呼ぶ者あり。して見ますれば、これは国民の協力に待つて、自治体警察のあり方といふものをもつと筋金を入れて行くといふならともかくといたしまして、率げて以て政府がこれを掌握して、号令一下日本国の全体の治安を確立して行くなどという大それた考え方は、私は法務總裁としてとるべき筋金合ひではないと思つてゐます。この点は私は御反省願つて差支えないと思つてゐます。勿論政府がそういうお考えをお持ちになつて、全責任を負

おうとする、そのお考え方については敬意を表します。併しそれは不可能である。私のお尋ねしているのは、その意味において、現在の機構というものを今少し法的において活躍し得る機構に改める必要があるんじゃないか。ただその首班となり得る者を、任免権をとつて自分の意に従う者、或いは悪く申しますれば、一党一派に偏したところの考え方を末端まで遂行するというようなあり方に、警察機構を持つて行くなどというお考え方になられるという事は、私は時代逆行の甚だしいものと言わなくてはならぬと思つてあります。若し今日のような考え方を以てするならば、来るべき總選挙には、政府の考え方によつて、末端機構がどういふふうにも動くという政治的の含みを持つて考えられんこともないんです。国民はそういう点において非常に心配をしておるといふのが、現実です。私は今日の考え方は、木村さんとしてはとるべきではないと思う。このような誤つたことは直ちに改むるに憚るなけれ、速かに御撤回になつて然るべきだと思つてます。この問題はこれに關連してお尋ねするのであります。が、私のお尋ねしようとする焦点は、あなたは各法律を十分まで御研究になつていらつしやらんようだが、これは一つ風儀のかたに十分御研究を願つて……、法律の欠点というものはたくさんあるのです。こういう点を一つ十分研究なさつて、この法律を作る前に先ず地固めをして、そうして足らざる部分はどこで補おうか、足らざる部分は、これは今あなたがおつしやつたほんの一部に過ぎないとおつしやつた

が、その一部をどこで補おうかということをお考えになつたらどうでしょう。か。そうであるならば、私が先ほど申した通り、現行の刑法、若しくは特別法の中で十分賄えるのです。先ず以てこの衝に當る者は、予防警察の面から、こうしたところの忌避してやまない、又我々国民としても忌避してやまない暴力行為を事前にどうして防止でなるか、防ぎ得るかという点を先ず我々は考えなくてはならぬと思つてます。人が殺されてから、その犯人を逮捕したつて何にもならない。一般予防の効果しかもたらさない。人を殺した者を死刑に処すという法文は、これによつて一般予防の目的を達する、犯された犯罪に對しては、それに対してこつての責任を負わしめる、こつて二つの目的があるわけなんです。して見ますれば、我々は先ず事前の点について到れり盡せりの研究をし、然る後補えるところは他の法律で補ひ、それでも足らざる場合に、初めて新立法を考え出す、こつていうあり方が一番正しいのじやないかと思つてます。この点について重ねて法務總裁の……、問題の焦点だけを一つ……。

○國務大臣(木村憲太郎君) 私は政府が、殊に私が全面的に日本の治安の問題について自分の手でやるといふ、そんな大それた考えは毛頭ありません。申すまでもなくこの日本の治安を如何に維持して行くかといふことは、国民諸君の協力を待たなければいけません。私は日本の国民も大いに反省してもらいたいと考えております。而して何としても責任は政府がとらなければならぬ。とる以上は政府においてもそれだけの力を持つていふことは、私は必要であらうと思つてます。力もなしでは、責任もとりようがないのであります。最小限度において動き得るような態勢は是非とつておかなければならぬ。これはいづれの政府ができようろうと、當然のことであらうと考えるのであります。で問題は主としてこの法案の問題になります。が、勿論法案を作るに當りましては、あらゆる角度から検討しなければならぬといふことは申すまでもないこととあります。各方面の意見を徴することも必要であります。我々をいたしまして、この法案作成については相当各方面の意見を聞き、又注意も受けたのであります。而して最終的の結論を得てこれを作成し、今現に御審議を願つておるのであります。考へ方といひましては、伊藤委員は現在の刑法その他の法律で賄えるのじやないかといふ点であります。が、勿論賄ひ得ればあえてかような法案を作成する必要はないのであります。我々は是非とも現下の情勢に鑑みまして、いゝわゆる日本の治安を案するような暴力的破壊活動を企図する団体は、どこまでも規制しなければならぬ。現在の刑法その他の法律においては、これは賄ひ得ないものであります。これを賄ひ得るような最小限度の法案として、これを作成し、提出したのであります。その点において、私は現下の情勢から考えて見て、この法案は是非必要であらうと考えておる次第であります。

○伊藤修君 どうも私の質問の焦点がばやけてしまつて、質問の焦点についてお答えを願えないことを遺憾に思いますが、私のお尋ねしておることは、現在の機構で賄えないかどうか、若し欠点があるならば、その欠点はどこにあるのか、それを是正するお考えはないのか、こつてお聞きしておるのであります。だからそれにおいて、予防警察の面において或る程度までは賄えるのじやないかといふ私は結論的な意見を持つておるのであります。が、その点に對してお考え方はどうですかと聞いておるのであります。

○國務大臣(木村憲太郎君) 重ねてお答えをいたします。現在の法律では私は賄ひ得ないと考えております。少くとも将来、又現在を考えて見ますに、暴力的破壊活動を企図する団体が現在あり、又将来も出て来ることは予想されるのであります。それ……の点を考へて見て、それを処置すべき手当といひましてはこの法案が必要であらうと考えております。現在の警察力で賄ひ得ない点を予防することができないかといふ御質問であります。が、私は警察といふものは大体において、これは予防も勿論あるのであります。が、さうな秘密或いは巧妙にやる団体に対して予防的に今の警力を發揮させるという事はむずかしい、こつて考へております。是非とも詳細にこれらの点を調査すべきものが必要であるのであります。この意味から申しましても、かような法案は現在の段階において必要じやないかと、こつて考えております。

○伊藤修君 ちよつと意外に思つてますが、法務總裁ともあらせらるる人が、警察のあり方といひまして、又治安維持の機構の運営のあり方といひましては、常に起る犯罪に對しては捜査をするといふのはこれは例外であります。止むを得ないからそうするのです。起らない前にこれを未然に防

は、この種の捜査方法に基くところの事案は、いわゆる犯罪は構成しないのだという、相手方の意思のないものをその権力者が意思を誘発せしめて実行に至らしめたというものは、恐らく最高裁判所において私は最終判決においては無罪を言渡すと思ひます。これはほんの一例であります。そうした方々を今日の警察が若しとするとするならば、あなたの言ひで説いて為された犯罪にのみ全精力を傾けるという行き方で以て行きますならば、それは犯罪を誘発することを待つておる、犯罪の起ることを誘導するような傾きになつて来る。例えば実際はよく存じませんが、メーデーの場合のごときも、或いは早大事件の場合のごときも、或るほどの前のごときは悪いでしょう。併しあのことについては、少くとも警察官が誘発して行つたという非難は、私は免れないと思ひます。そして起つた事件に対しては、刑事責任を負え、こゝろやつておる。そこに誘導されて来た大家も悪いでしょう。良識ある者ならばそういうことはやらなかつたでしょう。併し常に全智全能の者ばかりでないのですから、たま／＼その雰囲気、釣られてそういう行為に知らず知らずにはまつて来る。それをとつて以て処罰して行くというあり方は、私は本来の治安維持というものは保たれないと思ひます。そういう意味においても、私は予防警察という面においても十分賄ふるのじやないか。そういう点も立法的にすて御研究になつていらつしやるのか、又そういう点に対して從來研究の結果どういふようにしようとなさるかというのを伺つておるわけでありませう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 予防警察のことについては我々も考えておるのではありません。お説の通り警察が事からつてから活動するのいうことでは、これは本當の機能を發揮するわけのものじやない。先ず事の起らん先に十分の手当をし、いわゆるあなたのおつしやるような予防的な方面において処置をすべきだと考えております。十分その点については我々も考えておるのであります。できる限りにおいていゝゆる予防警察のほうにおいても十分な処置をとつて行くことを考え、又現にやつておるのであります。併しこの法案の建前から申しますと、これはこの警察というものは勿論のことでありませうが、その面と同時に如何にすればこの暴力的破壊活動のような団体を將來なくして行こうかということが狙ひでありますから、両々相待つて私は日本の治安の全きを期することができると考へておるのであります。只今ちよつと、メーデーのことが出たが、又早大事件のことについては私は誠に遺憾な点があつたと思ひます。メーデー事件のことに至つてはこれは計画的にやつてゐるのであります。大衆運動と私は違つておると思ひます。資料は幾らでもあります。こういう計画的にやつてゐるものについてはこれは止むを得ない。早大事件については私は非常に遺憾な点があると思ひます。あなたはあなたのおつしやる点について私は私は相当共鳴する点があると思ひます。併しこのメーデーのときのあの情勢というものは、或る意図を以てこれをやつておるといふことは明瞭に言えるのであります。大衆運動とは私は見えておる。これらの点についても

將來どう対処して行くか、ああいうことが頻々として起りますと、全く日本の国民は不安にかられます、それがだんだん高まると、日本の治安が本當に乱れる時代が来るのじやないかと、これは心配いたすのであります。そういうようなことのないように、いゝゆる予防的手段として我々はこゝろいう法律の實現を考えている次第であります。

○政府委員(関之君) 總裁のお答に附加いたしましてお答へいたします。警察の犯罪予防の措置によつてこの団体規制事務が附されるのではないかと、いゝゆる御趣旨と拜承いたしたのであります。警察の犯罪予防の措置は、警察法、御承知のように警察法又は警察官等職務執行法等に規定されておるのであります。警察法全体の精神から見ましてこの団体規制の事務といふことが、警察法において扱つてはならないといふことは警察法の精神に照して私どもは疑ひないと思つてゐるのであります。最近この破壊的の団体、破壊的行動が、破壊的活動が、基盤におきまして相当広汎なる団体の組織を以て行なつておるといふ疑ひを抱かざるを得ないのが今日の実情でありまして、これに對する有効適切な一つの措置としてその団体の活動を規制するといふことは誠に止むを得ないところの措置であるのであります。これはあえてこの法律だけについて私どもが獨断的に考案したものではないのであります。廣くこの現下の破壊活動に對してどういふ措置を以て臨むかといふことは世界各國の民主主義諸国における一つの痛烈なる今日の悩みでありまして、これら外國の立法例にお

きまして、破壊的団体の組織的な活動に對して、解散であるとか、或いはその出版活動の禁止であるとか、各種の措置をとつてこれに臨んでいるわけでありませう。これはやはりそれらの破壊活動が団体を基盤として行われてゐるからして、その基盤の活動に對して必要最小限の規制をとつて行つたならば最も有効適切であるといふ考え方に基いてゐるのであります。政府におきましてそれら外國の立法例を考慮いたしまして参考にいたしましたのはもとよりであります。如何にしてこれに對処するかといふ基本的な考え方からいふと団体規制といふ措置をとることとしたのであります。これら警察の措置は決して警察法によつて警察の扱いとすべからざることはもとよりでありまして、それはかようなことを若し警察に扱はせるといたしますならば、極めて権力がそこに集中いたします。曾つての警察に對した非難が又我々はそこに繰返されなければならぬことになると思ひます。かような観点からかような措置をとるといたしまして、ここに別個な行政機関を設けなければならぬといふふうに考慮いたしまして、公安調査庁と公安審査委員會の二つの機関を設けた次第であります。

○伊藤修君 私は何も警察が代つて特審局的なことをやらせるといふことを言つておるのではない。それは思ひ違ひです。私の聞いておるのは何もそんなことを聞いておるわけではないのです。公安調査庁ですらないかといふのです。いわんや警察にこんな調査を委せることは以てのほかだと言ひます。そんなふうに聞いておるのではない。私の聞いておるのは、予防警察の面においてどの程度賄ふるか、そういう考え方があつたのかどうかといふことをお聞きしておるのです。勿論警察においてかような重大事項を処理せしめるといふことは思つてもいい。今御説明にあつた諸外國の例も申しませう。併し諸外國は私がこゝで申すまでもなく民主主義が板についてゐる。その通りと云ふ者あり。磐石の基盤を持つておる、その上に打立てられた法律であればこそ運用のよろしきを得るでしょう。実体はどうか存じませんが……我々が日本は不幸にして民主主義はまだ借り物です。序の口です。或いは人をして言はせませうれば十二才程度の民主主義國家と言つておる。そのような未熟な民主主義の上に、基盤を以てして立てるといふことは、基盤においてすでに誤りがあるといふ言ひです。又不適格であると言ひなくてはならないのです。氣違ひに双物を持たずと言つては語弊があるかも知れませんが、そういうしりも免れない、未成年者に重大な權利を與え、ということと同じことになるのです。あえて政府を未成年者と申上げるのではないけれども、そういう杞憂を與えざるを得ない状態に置かれるのではないかと思ひ、それを憂へるのであります。我々の社會がもう二十年、三十年経つてのうちにこゝろいふ法律を打立てるといふのなら何も心配は要らない。運用のよろしきも得るでしょう。我々の言ふことも杞憂に過ぎないといふことになるのです。併し如何せん今日の日本のあり方としては與えられた民主主義を今折角勉強しておる、これが自分

のものになるにはこれからまだほど遠い話です。その場合にともすると、過去の憲法下において賄われた法律と同様若しくはそれ以上のかような時代逆行的な法律がここに打立てられまされば、それだけでなく今日の独立国家の、日本国民の最近の傾向といつたしましては過去を夢見るがごとき、過去に憧れるがごとき風潮が現れておる、過去のことがいよいよ思ふが、我々ほど過去においてもいいこともありましょ。併し日本を今日に陥れましたことは過去の大きな失敗であることは申すまでもありません。その過去のことを我々は憶れて過去と同じような形に持つて行くといふことはよろしくないじやないか、こう言うのです。どうかその点をあなたたちはお考え直しを願えないかどうか。どういふお考えを持つか、いらつしやるか、こういふことを聞いておるのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) いやお説御尤もであります。民主政治が、或いは民主主義思想がまだ板についていないときに早いじやないか、それでよほどこの法案の運用に注意をしなければいけないというお説であります。成るほど私も同感であります。日本はまだ民主政治が板についておりません。私は板についていないこそこの法案が必要である、民主政治が行われておる社会国家においてはさような破壊的な暴力を行うというやうな団体はそうたくさんあるものじやないのです。現在の情勢においては日本に如何んせん民主政治を破壊せんとするやうな暴力的団体が、又将来もできる危険があるのであります。それについて我々といはしましてはでき得る限りにおいてかような団体は規制して行かなければならぬ。併しながら規制の面においては、今伊藤委員の仰せになつたように、どこまでも民主的日本の憲法によつて保障された基本的人権を守つて行かなければならないという考慮から、先刻来申上げる通りほかの行政処分を規定した法律とは全くその様相を異にいたしまして、我々といはしましては最大限度においてさやうなことを守つて行きたいという考慮からいへる、この規制の手段を慎重に考へてこの法案を作成したゆゑんであります。この法案運用におきましては、お説の通りでできる限り民主的に、而して憲法の上に規定されました基本的人権を擁護して行くといふこと、いささかも手落ちのないように将来は取計つて行きたい、こう考へておる次第であります。

○伊藤修君 余り問題を一つに拘わりますと時間がかかりますから、お説に對しましては納得の行く部分もありまされども、納得の行かん部分もあります。少くともこの法律をどうしても支持なさるというお考え方に対して私は納得できない。もう少しお考えが他にあり得ると、こういうことを私は強く申上げておきたいと思ひます。占領治下におきましてこの団体等規正令というものがあつて、それでそれを廃止して、この法律に身代りするといふ一つのあり方になつておるようですが、非常に私は考えられるのですが、いわゆる占領治下の異常な状態において、而も占領軍がその占領の目的を遂行するために企画された団体等規正令、それは当然廃止さるべきものであると思ふのです。それをとつて以て今度破壊

活動防止法という名前に書き改めて、それと大体同じような目的を達成せしめようとなさる、その企図に私は了解しがたいものがあるのです。御承知の通り占領治下において国民は何らその意思を表明することなく、又それに対して意見を述べ、それを容れられるという状態もなかつたことは申すまでもない。天降りのになされた、作られた法律、そのまゝを独立国家の今日にこれを持ち越そうと、名前を変えてこれを持ち起そうという方は、何らかそれは他の勢力、即ち外国の示唆に基いて、外国の企図するところのアジア政策というものの一環のうちにこれが含まれておるのじやないかと、又かういふことをなさなければ将来におけるところの、與えた誓約に対して特るものであるといふような点があるのではないか、この点に對しましては一体どういふやうな経過があるのか、又外国との約束はどういふ点にあるか、国民はこれによつていつまでも占領治下に置かれておるもののごとき感情の下に置かれる、そういう点が私は大きな思想的影響を及ぼすのではないかと思ふのです。この点を先ずお伺ひします。

○國務大臣(木村篤太郎君) 詳しいことは政府委員から申述べます。大体論を私は申上げます。只今この法案について団体等規正令との關係はどうか、外国の示唆に基いて団体等規正令に代るものであると言ふ。而してこの法案についてはやはり或る種の国の示唆を受けているのではないかと御意見のようでありま。斯うしてさやうなことはないといふことを私は断言いたします。何らさやうな事実はありません。これは独自の見解によつて作成されたものであると申上げたいのであります。而して団体等規正令とこの法案との内容については全然相違をいたしておるのであります。賢明なる伊藤委員におかれましては、この法案の内容と団体等規正令の内容を比べて御検討下さいませ。すればその点にはつきりいたさうかと思ひます。前々申上げました通り、この法案は現下の情勢に鑑みまして、日本の民主的文化国家を破壊せんとするやうな、さやうな暴力的破壊団体を規制せんとすることが主たる目的であるのであります。団体等規正令の目的とするところとは全く相違をいたしております。これは日本の治安の面から考へてこれを作成したものであります。

○委員(小野藤夫君) 簡単に今日は主として法務總裁にお尋ねするのでありますから、補充は必要止むを得ざるものにどめておきたいと思ひます。○政府委員(吉河光貞君) 只今總裁から御答弁申上げました通り、この法案は純然たる国内立法として御審議を仰いでおるのでございまして、占領軍その他外国とは一切關係がございませ。団体等規正令は御承知でもございませ。占領軍に對する反抗、反對、その他各種の條項の違法行為を對象としたしまして、これを基礎として団体の結成、指導を処罰し、又個人をしてこれらの行為を行つた団体、個人を処罰し、更に団体の活動として、或いは団体の目的としてかやうな各種の行為を行つた団体を解散させるといふやうな建前になつております。斯ういたしましてその解釈の運用の最終

認定権は司令官に保有されておつたのでございませ。御承知でもございませ。が、この法案の立て方は暴力的破壊活動という現実の行為を基礎といたしまして、これに必要な刑法上の補正を加へると共に、かやうな行為を現実に行つた団体が将来現実に起す危険のある場合にこれに規制を加へんとするものであります。その基礎として暴力的破壊活動という内容は、いづれも現行刑法その他の刑罰法令に規定されている行為を基礎にしまして、必要最小限度の補正を加へたものであります。

○伊藤修君 今もちよつと言葉が出ましたが、いわゆる団体に對するところの規制をしよう、かういふのであります。が、先ほどもちよつとその点に對して御答弁もされておつたやうであります。が、一体団体に對しまして処罰がでるという法律的な根拠を詳しく御説明願ひたい。

○政府委員(関之君) お答えいたしまして。この法案におきましては、団体に對しては刑事責任を問ふといふことは考へてないのであります。要するに第四條、第六條に挙げたごとき條件においてこれについて規制し得る。規制し得るものは只今申しましたように保安処分としてその危険性を防止する、かういふやうな考え方でありまして、団体に對して刑事的な責任を問ふといふことはこの法案では考へていないのであります。

○伊藤修君 団体に對しましていふやうな規制するといふ言葉を使つておられますけれども、その規制の本質は何です。

○政府委員(吉河光貞君) 規制処分の内容は、団体に對しまして特定の活動を禁止する又は団体の役員、構成員に對しましてその団体の全面的活動を禁止するといふことがその内容になつております。

○伊藤修君 そういったしますと、その行動を禁止し、或いはそれらの活動を禁止するといふことでありますが、その内容を一つ／＼御検討願いますれば、それが先ほど申しました刑罰と本質を同じうすることになるのじやないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 規制処分の中心は、行政処分といひましては一つの確證行為が中心になつております。暴力主義的な破壊活動が団体によつて行われた事実並びに継続又は反復してかような暴力主義的な破壊活動が将来更に行われる明白な危険性といふものを確證する、この確證に基きまして只今申し上げましたような規制の処分がなされるわけでありまして、その処分の内容は、団体の役員、構成員に對しまして特定の活動をなすことを禁止する、或いは全面的に団体の活動をなすことを禁止する、この履行を確保するために行政上の刑罰を規定してあります。この刑罰に觸れた場合に初めて刑事上の問題が生ずるといふような建前になつておりました、直接規制処分によりまして直ちに役員又は構成員を処罰するといふような立て方はとつていないのでございます。又行政上の処分につきましてはその履行を確保するために罰則を設けるといふことは、現在の立法例におきまして一般に認められてゐるところであると考へております。

○伊藤修君 本質は確證行為であるといふことになりまして、その確證といふことに對しまして、いわゆる行政官庁の確證は国家的確證といふことになるのですが、国家の最高機関としての意見の決定といふことになるのですか。

○政府委員(関之君) お尋ねの通りであります。

○伊藤修君 お尋ねの通りだといふと簡単なんです、もつと内容をはつきりおつしやつて頂きたい。

○政府委員(関之君) 委員会におきまして、本法案によつて第四條又は第六條に該當する団体である、かように委員会において行政処分を以て認定するわけでありまして、これはもとより国家機関による認定行為にはかならないのであります。

○伊藤修君 確證し、行政処分をし、行政処分の裏付けとして刑罰を與えるといふ三段階をとられるが、或いはこの法律にいう／＼無理があるためにそうした形式をおとりにしたかといふ存じますが、要するに全体を一括いたしましたれば、まさにそれ自体が懲罰ではないでしようか。一つ／＼切り離すから確認だ、それは国家の意思がそれで決定するのだ、そして又行政処分をすけるのだ、而して行政処分の遂行を裏付けさせるために刑罰を與える、この三つが一つの事案としての結果責任ですか、そうじやないでしようか。一つのいわゆる違法行為といふものが行われ、それを行政処分として正当付けようとするためにこうした末梢的に分析的に三つの結果にこれを区分して処置をして行く、そして団体に對するところの刑罰ではないのだという法律理

念をそこで説明しようという苦しい意図から出てゐるのじやないのですか。それが一体刑法理念とどういふふうな關係において正当付けられるか、純理論的に刑法理念で説明するならば、私はこの内容自体を、包括的に國民が受けるところの害悪、國民が受けるところの基本的人權の制約といふ面からこれを考えたならば、全体を通じて一つの刑罰じやないでしようか。して見ますれば結局団体に對するところの一つの刑罰を與えるのだと、懲罰を與えるのだと、団体はその団体の構成員の行為の結果それに対するところの責任を負わなければならぬ、こゝういふ結果になつて、団体の犯罪行為能力といふものを認めるということになるのですか、その理念に對するところの説明を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えします。団体犯罪行為能力は認めておりません。これは飽くまで保安処分でありまして、団体に對しまして保安処分をかける、将来の危険性を防止するためには団体の活動を停止させなければならぬ。その活動を停止するといふことは、役員又は構成員が団体活動をすることを禁止しなければならぬ。この禁止を犯した場合に何を以てこれを確保するかといふことになりまして、先ほど申し上げました通り罰則を科してこれを禁止しなければならぬ、こゝういふ建前になつておるのであります。直ちに団体の構成員又は役員を規制処分によつて犯罪を言渡すといふような立て方はございせん。

○伊藤修君 立て方はあなたに今こゝで説明して頂かなくても、貴重な時間を費さなくても承知してゐる。その根本

本理念を伺つてゐるのです。形式論を伺つてゐるのです。貴重な時間を割いて私が伺つてゐるのは、書いてある通りの御説明を伺うなら、これを見れば結構ですよ。わかりますから……根本的理念をなせばつきりもつと法理論的にお話し願へないのか。それを伺つてゐるのです。

○政府委員(関之君) この法案におきまして団体の活動を規制するといふ考へ方は、次のような考へ方に立脚してゐるわけでありまして。御承知のごとく今日団体はそれが法人であらうと或いは法人格がなからうと、或いは人格があらうとなからうといふ／＼なものがあつて、その団体の活動といひましては各種のい／＼な活動をしてゐる。又この本法第三條に掲げます各種の暴力主義的な破壊活動におきまして、すでに各種の出版物やいはば大衆行動をなし、或いは各種の宣伝、扇動行為、或いは団体の協賛決定に基いて資金を集める、或いは各種の破壊活動をやる疑を抱かざるを得ないものがある現状であります。この法案の考へ方におきましては、かような現実の事実をキャッチいたしまして、団体がすでにやつた、又将来継続反復して団体の活動としてかような破壊活動を展開するといふ虞れがあり、而もその団体が活動として続けて行くことによつて被害がそこに現われるまで手を拱いて待つ必要はない。団体の現実のさうな活動がある限りそれに対して必要な規制を與えるといふ考へ方でありまして、これは過去において団体が或る活動をやつたからそれに対して刑事的な責任を問うて刑罰をかけるといふ考へ方とは根本的に違ひまして、将

来かくのとき団体の継続又は反復してなす破壊活動の虞れを除去するといふことにありまして、その点は刑法的な刑事責任を問うといふ理念とは根本的に相違してゐるわけでありまして。この法案における団体規制といふものはさういふような意味における考へで私どもはやつた次第であります。

○伊藤修君 御説明によつてはまだはつきりいたしません、結局私の聞かうとするところは、団体の構成員がたまたま本法に規定するところの破壊活動をした。それによつてその団体が破壊活動をする団体であるといふ認定を下す。その結果先ほど申されたような手続によつて結局最後には刑罰といふことまで追い込まれるのですが、それは仮にいいとして、その団体を構成する者の中には正しい団員が多数あるわけですから、それとたゞ一、二の破壊活動を目的とする者がたゞ／＼その正しい団体の刑罰を借りてさういふ事犯を起した場合において、あなたがその認定によつて、い／＼な証に基かれるでしようが、認定によつてその団体が破壊活動を目的とする団体だといふ認定をされたら仮定いたしますれば、何ら行為責任を持たない善良な団員は、その結果他人の行為に基くところの責任を連坐するといふ結果を招来するのです。この間の法律的理念を一つお伺ひしたのです。何のために連坐しなくちやならんか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。暴力主義的な破壊活動が団体の活動として行われたことが必要であります。団体の活動として行われるためには、団体の意思決定に基きましてその役員又は構成員がこれを實現す

るためにする行為として、かような暴力主義的破壊活動を行つたものでなければなりません。これは証拠によつて立証されなければならないと思ひます。でかような団体の活動として暴力主義的破壊活動を過去を過去において行つた団体が、これに継続又は反覆して将来更に暴力主義的破壊活動を行う虞れがある場合につきましては、その団体に対して必要な規制をかけるというところは憲法においても許されたところであると考へます。これは犯罪の罪責を連坐させるという建前ではございません。

○政府委員(岡之君) なお吉河局長の説明に附加いたしました、お尋ねの点について御説明申し上げたいと思ひます。

要するに事情の知らない者を連坐させて不利益を與へはしないかという御質問であります。第四條と第六條についてその点は御説明いたしたいと思ひます。第四條におきまして、第一号の処分でありまして、これは当該団体が集體的なかような行為をしてはいけないというものであります。それは当該団体に対する命令でありまして、特定な団体の構成員その他に対する個人に対する命令と相成つてゐるわけではございません。又二号は、これは団体の名義でおいで発行する機関紙の問題になるわけでありまして、団体がそういうことをしてはいけないということに相成るのであります。又三号は、ここにも書いてあるごとく、その暴力主義的破壊活動に關與した特定の役職員というに限定してありますからして、關與しない者にかような規制措置が及ぶという

ことは考へられないのであります。又第六條におきましては、一応解散の指定をいたしまして、そういうしますと第七條によりましてその効果が発生するのであります。その効果は「当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役職員又は構成員であつた者」というふうな、その七條によつて命令を、活動の禁止を受ける範囲が限定されているわけでありまして、これらのものはすでに第四條と第六條の關係であります。が、この法案の建て方は、原則として第四條の制限的規制処分で行くということと、制限規制処分を與えてなお且つでなかつた場合に解散をする。かような段階をとつてゐるのであります。恐らくこの第七條の規定によりまして「当該処分の原因となつた暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役職員又は構成員であつた者」というふうなかたは、従来の団体の性格を知るなり破壊活動自体に關與したものであらうと、私どもはこの規定の内容から考へざるを得ないのであります。かような次第でありまして、今の連坐というものは、この法案の上から行きますと、かような御説明になるかと思ひます。

○伊藤修君 法案の上から言へば簡單明瞭でありますけれども、法案の上から見ただけでも相當の疑義がある。むしろ一つと一歩掘り下げて見れば疑義だらけだといふのが実状です。だからお尋ねしているわけです。今の御説明では、或いはそれで以て納得できるかも知れませんが、私としては納得できないのです。というのは今吉河さん、関さんの御説明だけでは、成るは

どその行為をなした人はそれによつて追放される。これはよろしい、でしよ。併し団体が規制される場合、解散される場合、そういう場合に於いてはたゞ「その構成員、役職員においてそれを反対しても、多数の意見によつてそれが決定されればそれは団体の意思となつて行くでしよう。その場合に於いては反対を表明しているにもかかわらず、この法律によつて規制された結果は同様にその責任を負わなくちやならんじやありませんか。勿論個人的責任、即ち追放されるということとはあり得ないでしようが、その他の団体活動としての規制は當然受けなくちやならん。その団体活動は遂には不可能に陥ることになる。それが連坐でなくて何であらうか。当然連坐して責任を負うということになるのです。或いはそれに対しては、いやしくも団体として意思決定をする、その意思決定をするのは多数決によつてする。その全員に責任を負わしむるのだと、こういうことになるかも知れませんが、併しそれによつて、それだけのことによつて団体の構成員の善良な人々がその法律結果を負わなくてはならんといふことになりますれば、それは取りも直さず連坐であると言わなくてはならんのでしよう。その本質が刑事責任であらうと準刑事責任であらうと、或いは処罰であらうと制裁であらうと、いづれにいたしましても基本人権を制約されることには何らの區別はないのです。して見ますと行政的処分といへども連坐するといふ觀念が私にはわかりかねるのです。その意味においてその点を明らかにして頂きたいと、こう申し上げるのです。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。個人の刑事責任を論ずる場合におきましては、その個人々々の立場というものが非常に重大視されることは、先ほどのお答え申し上げた通りでございます。この規制処分におきましては、その団体が只今閣下委員から申上げましたような條件の下に団体全体が危険な団体、破壊的な団体と認定されるのは、すでにかかる認定がされた以上は、この団体に対して全面的な活動の禁止を加えるというところは必要止むを得ない最小限度の保安処分であると考えてゐる次第であります。

○伊藤修君 簡單にしてはつきりした御返事で結構でありますけれども、それでは納得できません。そういう御答弁では……殊にです。上団体の意思決定がされたからと言つて何のためにほかの人が責任を負わなくちやならんかといふことについては、その説明では納得できません。又恐らくあなたたちも實際の問題にぶつかつてすでに御経緯になつておることと存じますが、恐らく団体が汽車を襲撃しようとか殺人をしようとか、放火をしようといふことを總會の決議に基いて決定する馬鹿がどこにあるのですか。そんなことはあり得ないのです。それは恐らくその団体の構成の一部の人々がそういうことを企図して秘密裡に決議することとあり得るでしよう。その決議したものに對して責任を負わしめるということとは納得行く。併しそういうやなくして秘密裡に行われた決議が団体員全部にかぶさつて来るという考え方には納得は行かない。思つて御覽なさい。いまし、集會の席上で、或いは秘密會合で

て、そういう汽車を襲撃するだとか内乱を起そうだとかいふ決議をする馬鹿がどこにあるのですか。必ずそれは秘密裡に行われたこととす。そういう秘密裡に行われたことが、その団体の機關によつて決定されたのだという認定の下にその団体全部が破壊活動団体だといふ認定を受けることになりましか。それに少しも關與していない、タツチしていない、事情を何も知らない善良な団体員の大多数という者はその被害をこうむる結果になるじやありませんか、それが連坐である。こう言つておるのです。その考え方が私はどうも原案では納得できかねるというのです。(法務總裁答へない。)と呼ぶ者あり。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。誠に御質問の通り、普通一般の公正な団体が内亂を決議したり殺人放火を政治目的の手段として決議するようなことは考へられないのであります。これに法務總裁も先ほどから申し上げた通りでございます。例えば或る団体の内部におきまして極く少数の分子がグループとかフラクションとか申すような組織を以てして極秘裡にいろいろな暴力主義的な破壊活動を実行することを決議しましてこれを行つた場合には、そのグループなりフラクションなりが規制の対象となるのであります。これと全然關係のない公正な団体は規制されるようなことは絶対にないものとして考へております。

○伊藤修君 規制されることは絶対にないといふのですけれども、結果的にはそうなるのじやないですか。私の聞いているのは具体的事例を挙げて申し上げるのです。

が意思実現のために活動をする、こう
いう行為が団体の活動として認めら
れるのである。かような場合におきま
しては、仮に反対をした者といえども
規制処分を受ける、団体の構成員であ
る以上行政上の不利益処分を受けるこ
とは止むを得ないことである。併しこ
れは刑罰ではないというふうに考えて
おりますので、日本国憲法の建前から
いたしまして、これが逸脱するもの
ではないというような確信に立つてお
るのでございます。

○伊藤修君 刑罰でないから何をやっ
てもかまわないというお考え方のよう
ですけれども、おおよそ行政罰として或
る程度の限度というものはあるのだ
す。行政罰で何でもできるという考え
方に立つていろいろやるからそういう
御答弁ができるのです。これは先ほど
もちよつと申し上げましたけれども、非
常な考えの誤りだと思つたのです。行政
罰を以てあらゆる面を規制して行こう
などというような考え方は、これは除
去しなければならぬと思つた。これはと
もかくといたしまして、今の御説明だ
けでは私はその点をどうしても納得で
きない。これは又改めて御質問申し上げ
ることにいたします。

それからそういう疑義が出て来ると
いうことは、一体この法律の立て方が
あらゆる面において非常にあいまいな
んです。なほもう少しこの法律をお立
てになる場合において、そこに佐藤さ
んもいらつしやいますけれども、法律
を運用する場合においてそれがみだり
に擴張されないように条件を明らかに
するといふ、いわゆる枠をはめるとい
うことに努めなかつたか。この法律の
立て方全体を眺めたいとしますと非常に

あいまいな言葉ばかりを特に使用して
おるのですね。そうするほうが行政官
吏としては非常に便利至極である。幅
が広いからどういふものでも自分の認
定によつてこれをつとめて問題にするこ
とができるのです。いやしくも人の行
為、不行為を制約しようとする場合に
おいては、少くともこれを制約するに
おいて条件を明らかにすべきが当然
な国家の義務であると思つたのです。国
民はどこを規範にして、何を規範にし
て生活を営んでいかわからないのだ
す。立法形式としてはこれほど杜撰な
形式はないと思つたのです。これは立法
技術としても非常な、退歩という言葉
が当てはまるかどうかはわかりません
が、立法技術としては実に杜撰極まる
ものです。こういう大まかな立法を今
後どし／＼出されますという、国民
生活の上において大きな障害となる危
惧の念を抱くことになりまふ。延いて
は将来日本が全体主義國家に立返るよ
うな虞れもこの法律にきざしておると
言うても過言ではないと思つた。こ
の点に対しては法務総裁と佐藤法制
意見長官の二つ御意見を伺います。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はこの
法案は十分に枠をはめたつもりであり
ます。できるだけの枠をはめて、そう
して民主的にこれは立案したものと、
私はこう考へております。先ず第三條
において破壊活動の定義をちゃんとし
て、いやしくもこれは擴張解釈できな
いように十分に絞られるだけ絞つてお
ります。二項におきましてその通りで
あります。絞れるだけ絞つて明確にこ
の範囲を外さないように私は考慮した
つもりであります。それから規制処分
につきましても、でき得る限りの方法

でこれを運用されないように、今伊藤
さんが非常に御心配になつてゐる基本
的人権の侵害という点について、或い
は考慮いたしまして、普通なれば、或い
はこれは全体主義と申しましようが、
行政処分で直ちに規制はできるのだ
ります。これにおきましてはその行政
処分をするに於いてのあらゆる方面か
ら考慮いたしまして、極めて民主的
に、いやしくも権力の集中と又濫用が
あつてはならないという点から考慮
いたしまして、調査する者と請求する者
と、そしてこれを取調べる者とこれ
を決定する者と、この三段に分けま
して、而も最終的には裁判所へ持つて行
くというふうな段階を設けまして、普
通の行政処分には殆ど例を見ないよう
な考慮を拂つて参つたつもりでありま
す。

○政府委員(佐藤達夫君) 全く法務
裁の御答へで盡きてゐるのであります
が、実は絞りが過ぎましたために、例え
ばこの第四條、第六條等の規制処分の基
準といたしまして、第三條においてこ
の刑法の犯罪行為だけを列挙いたしま
したために、或いはこの規制処分その
ものが刑事責任を追及するのじやない
かというふうな御疑問を持たれるよう
な向きも出て参りました。甚だ遺憾に
存じてゐるのでありますけれども、私
自身といたしましては、今總裁の御答
えの通り絞りが過ぎるぐらゐに絞つたつ
もりでゐるわけでございます。

○伊藤修君 どうも佐藤長官は心にも
ないお世辭を申していらつしやるよう
に思ふのですが、御本心はどうも杜撰
であるといふふうに思つていらつしや
るように思ふのですが、それは余り付
度し過ぎると御迷惑がかかるから申上

げませんけれども、先ず良心的に見
て、立法技術者としてお考えになりま
すれば、こういう表現はとらざるにと
ころのものと思ふのです。恐らく佐
藤長官が良心的にお作りになれば、か
ような法案はお作りにならないと思
うのです。不幸にして特審局にこれを立案
させたのでかたくなな頭でお作りにな
つたからかういふことになつたのだと
思ひます。(答へ)もう少し人間味があ
ればこんな法律はできないと思つたの
です。まあその点は各條で以て又御質問
申上げることになります。この点は
この法律を佐藤さんに作つて頂きたか
つたですね、私はそれは佐藤さんに
心酔してゐるのですけれども……

次に伺ひたいことは、この法律
が正常な組合活動に對して非常な
る圧迫となり、又言論機關に對しまし
ても大きな制約となることは輿論の示
すところでありまふ。勿論政府の御答
弁としてはそういうことはあり得な
い、いやしくも破壊活動をしなれば
そういうことはあり得ないのだから、
従つてそういうことをしない人に対す
るところの言論の抑圧もしないが、組
合活動も阻止することはあり得ない
という御答弁であらうと思ふのですが、
私はそうじやなくして、先ほどもちよ
つと申し上げましたごとく、かういふ法
律が出ると、結局はあなたたちが企図
されておる暴力的団体に適用されず
に、正常な組合活動とか正常な言論
機關といふものに対するところの一つ
の制約となり得ることは、これは必然
です。かういふ点に對しまして私は
思ひを少しもいたしていらつしやら
ないと思ふのです。法務総裁が初めから
これにタッチしていれば或いはそうい

う点について相当御考慮もあつたと
思ふのであります。すでにでき上つ
たものを法務総裁に示されて、それに
署名した程度であらうと思ふのです。否
が応でもこれに對して支持せざるを得
ないという結果になつたのでしよ
うが、この点は私はこの法律で以て、仮
にこれが成案として公布されるとい
うことになりましたら、相当この点は私
は考慮しなければならぬと思つたの
です。若しこの法律をそのまま下級官吏
において運用されることになりました
ら、憲法に對して、憲法二十八條で
す、労働權に對するところの國民の權
利といふものは著しく制約されるこ
とは必然の結果です。又言論に對する
ところの抑圧といふことも十分憂はる
ところの事情にあると思ふのです。結局
は旧來の憲法下において行われたこ
ろの検閲制度が復活するやうな形にな
つて行くのではないかと思ふのです。
安心して物を書くこともできない、意
見の発表もできないといふことになる
のではないかと思ふのです。そういう
点に對する御考慮の点はどうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 伊藤委員
の御心配の点につきましては、実は
我々も十分にこれを作成するときに
考慮いたした次第です。そこで先ほ
ど申したように、いやしくも正常
なる組合活動とかその他団体の活動
について制約を加えるというよりな
ことがあつてはならぬ。というのは、
つきりそれがどういふ活動が主にな
るかといふことにさせておかないと、
ややもするとそれが擴張解釈をされ
るという懸念がありますので、先刻申
しましたように、三條一項、二項によ
つてこの点をばつきりしたのでありま

す。要するに破壊活動の定義を極めて明瞭にして、これさえはつきりさせておけば擴張解釈の余地はなからうかという考慮を以ちまして厳密にこの点を佐藤君とも相談の上絞つたのであります。これが先ず第一であります。

あとはこれは伊藤さんのいつも御心配の点である運用の問題であります。これについても、我々はいやしくも国民に疑惑の念を抱かせるようなことがあつてはならぬという最大の考慮を以ちまして、先ほど申し上げました点について思いをいたして十分な処置をとつたのであります。更に私はやはりこれを動かすには何としても人が肝腎だと、こう考へております。そこでこれはいづれ後刻御審議を願ひますが、設置法の中におきましていわゆる研修所というものを設けて、ここでこの取扱官吏についての十分な修養と申しましようか、人格的の面において考慮する、いやしくも基本的人権を侵害するようなことがあつてはならぬと、この面から考へまして、でき得る限り立派な調査官を得たいというので、大蔵省とも或る程度の了解を得まして研修所というものを設置したいと考へまして、この法案の中に入れておる次第であります。いづれの面から考へましても、御心配の点については我々も同感でありますから、でき得る限りの方法を講じましてこの法の運用の全きを得たいと考へておる次第であります。

○伊藤修君 将来お作りになるところの研修所についてのあり方については相当御質問も申上げなくやならぬと思ふのです。今は大休論でありますからその点に対して御質問は申上げませ

んが、私としては、この研修所のあり方というものが大きな将来の作用をなすと思ふのです。今仰せの通り、この種の事案を取扱うところの専門官吏を作るわけですから、この教育のあり方というものが一にかかつてこの法律を将来に運用されたいと思ふのです。重大なポイントになると思ふのです。この点は又後日御質問申上げることについていたしまして、本日は大体この程度にいたしておきます。

○羽仁五郎君 議事進行について。本日伊藤委員と政府委員との質疑応答を聞いておりました。今後の議事進行上必要があると考へますので、この法律案について答弁せられる政府委員の今までの経歴をできるだけ詳細に知る必要があると考へるのです。その点委員長から、政府委員が今までどういふことをして来られたか、それについての知識を我々に與えられたいと思ふのであります。

○委員長(小野義夫君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)
○委員長(小野義夫君) 速記を始めて下さい。それでは今日はこの程度で散会いたします。

午後五時十一分散会
五月十七日本委員会に左の事件を付託された。
一、福岡地方裁判所大牟田支部昇格に関する請願(第二〇一五号)
一、破壊活動防止法制定反対に関する請願(第二〇四五号)
一、戸籍届出用紙頒布制度廃止に関する陳情(第一〇四四号)

昭和二十七年六月四日印刷

昭和二十七年六月五日発行

第二〇一五号 昭和二十七年四月二十八日受理
福岡地方裁判所大牟田支部昇格に関する請願
請願者 福岡県大牟田市長田中 忠藏外一名

紹介議員 野田 俊作君
大牟田市は無盡蔵の地下資源と港湾施設の整備により市勢は日とともに興隆し、人口も二十万を数えるようになり、従つて訴訟事件も激増の一途をたどり、福岡地方裁判所久留米支部に送致される件数も逐年増加し、これに伴う市民の時間的、経済的負担はまことに大きいから、福岡地方裁判所本市支部を甲号に昇格せられたいとの請願。

第二〇四五号 昭和二十七年五月一日受理
破壊活動防止法制定反対に関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺 九〇鎌倉市婦人団体連絡協議会内 宮本せつ子外千四百七十八名

紹介議員 曾祿 益君
政府が今国会に提出した破壊活動防止法案は、言論、集会、結社の自由を奪い、憲法の保障する基本的人権を侵害する法案であり、暴力行為を否定してある婦人団体でさえ彈圧を受ける虞があるから、本法案の国会通過を阻止せられたいとの請願。

第一〇四四号 昭和二十七年五月八日受理
戸籍届出用紙頒布制度廃止に関する陳情
陳情者 大阪市東区本町一ノ一

大阪府行政書士会内
西口省三

戸籍届出用紙等が全国の市町村役場に無料で頒布されているため、行政書士の収入は減少の一途にあり、このままでは行政書士の営業は不可能となるから、行政書士法の施行によつて、営業を認められてゐる行政書士の機能を充分に活用し、国民大衆の利便を図るため、同制度を廃止せられたいとの陳情。